

第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

1 豊かな人間性と生きる力の育成

2 魅力ある学校づくり

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

1 豊かな人間性と生きる力の育成

現状と課題

創造性や社会性、自立意識に欠ける子どもが増えていると言われるほか、子どもの体力の低下や生活習慣の乱れ、肥満の増加、さらには朝食の欠食や間食が多いなどの指摘がなされています。

このため、子どもが自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、問題を解決する力や命を大切にする心、他人を思いやる心、感動する心等の「豊かな人間性」、正しい食生活のもと、たくましく生きるために健康や体力を備えた「生きる力」を、学校、家庭、地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいくことが必要です。

具体的な施策

(1) 地域資源を活用した体験学習機会の増加

- 公民館等を拠点として、愛護班等の社会教育団体が地域で実施する青少年を対象とした体験活動を支援します。
- 児童、PTAを対象に、地域における食文化や農産物に関する知識を高め、食と農に対する理解を深めます。

(2) 社会性等の育成

- 青少年健全育成活動を、県民総ぐるみ運動として展開します。
- 中・高校生の社会性や勤労観・職業観の育成に努めます。
- すべての県立高校等において、保育・介護や伝統文化の体験活動など、地域との交流を通して助け合い・支え合いによって地域を支える人材を育成します。
- 地域の人材や多様な社会人の協力を得て、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の実践を行い、県内道徳教育の充実に努めます。

- 県立高校等を対象として、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進し、環境教育の充実に努めます。

(3) 優れた芸術文化と命の大切さを感じる機会の提供

- えひめ愛顔の子ども芸術祭をはじめ、子どもを対象とした芸術文化に参加・鑑賞する機会の確保に努めます。
- 小・中学生に対する総合科学博物館、歴史文化博物館及び県美術館の常設展観覧料無料の継続に努めます。
- とべ動物園において、子どもに命の大切さを伝える機会の確保に努めます。

(4) 子どもの体力の増進

- 教育課程説明会や教員研修会等を通じて、体育担当教員の資質向上や指導力強化を図ります。
- 地域の優れたスポーツ指導者等を公立学校に派遣し、運動部活動の活性化を図ります。
- えひめ広域スポーツセンターを拠点として総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援します。

(5) 子どもの健康の保持

- 養護教諭研修等を実施し、健康教育指導者の資質向上を図ります。
- 小中学校を中心に、フッ化物洗口を普及させるとともに、歯科保健指導を実施します。

(6) 食育の推進

- 保健所、市町及び民間ボランティア等が連携し、ライフステージに応じた子どもの食育を推進します。
- 栄養教諭等を中心とした食に関する指導の充実を図ります。
- それぞれの地域特性を踏まえ、郷土への愛着と食文化に根ざした食育を、地産地消を含め関係機関と連携して推進します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
41 「えひめ食文化普及講座」の実施回数（小学生対象数）	23回／年 (H25)	26回／年 (R6)	農産園芸課
42 インターンシップを体験したことのある高校3年生の割合	59.3% (H30)	62.0% (R6)	高校教育課
43 乳幼児保育、高齢者介護、奉仕等の体験活動への参加者の割合（高校生）	210.4% (H30) ※豪雨災害復興支援により実績増	205% (R6)	高校教育課
44 総合型地域スポーツクラブの会員数	6,461人 (H29)	7,100人 (R4)	地域 スポーツ課
45 朝食を欠食する県民の割合（小学生）	5.3% (H27)	0% (R6)	健康増進課

2 魅力ある学校づくり

現状と課題

学校は、心身の発達に応じた適切な教育を実施する場所であり、そこに通う子どもたちが、いきいきと活動するための魅力のある環境整備が不可欠です。

このため、安全な環境の下で、地域や保護者、子どもたちに愛され、信頼される学校であること、また、教職員には、知識・技能はもとより、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、児童・生徒の多様な特性や長所を最大限に伸ばす指導力が求められます。

具体的な施策

(1) 学校と家庭や地域との連携・交流の促進

- ◎ 地域住民が学校運営に参画するために制度化された学校評議員制度の周知に努めます。
- ◎ 全県立学校に設置した学校評議員の意見が今まで以上に反映されるよう、各校の実態に即したシステムを研究します。
- 小中学校についても、学校評議員の設置を促進するなど、開かれた学校づくりを進めます。
- 学校教職員の子育て関連活動への参加を促進します。
- 県立学校において、学校評価（自己評価及び学校関係者評価）の実施及び公表を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。
- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- ◎ 「えひめ学校教育センター企業」を活用し、地元企業・団体が学校に出向いて行う出前授業等を通じて、地域の多様な教育資源を子どもたちの教育に活かします。

(2) 教員の資質・能力の向上

- 児童生徒にとって楽しく分かる授業を目指して、「授業評価システムガイドライン」を活用した授業改善を進め、教員全体の実践的指導力の向上を図ります。
- 教員の資質・能力向上のための様々な専門研修を実施します。

(3) 安全で豊かな学校環境の提供

- ◎ 学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には避難所としても利用することから、県立学校については、施設の長寿命化対策を推進するとともに、地震発生時の被害を少しでも軽減できるよう、窓・ガラス、内外装材など非構造部材の修繕に取り組みます。

また、小中学校等校舎については、一刻も早い耐震化完了に向けた取組を促進します。

- ◎ 県立学校において、教室へのエアコン設置率100%を目指すとともに、ICT環境整備による教育の情報化を一層推進します。

- 養護教諭による児童生徒の心身の健康相談や健康教育の充実を図ります。
- 危機管理意識の徹底、学校防災体制の推進、薬物乱用防止教育、性に関する指導の進め方等の研修会を開催します。
- 各学校の危機管理マニュアルをもとに、保護者、地域、関係機関との連携を積極的に図ります。
- 教職員対象の安全教室講習会を実施し、教員等の危機管理意識の高揚と児童生徒の安全確保に努めます。
- 学校関連施設の木造化・木質化を推進します。

(4) 就学機会の確保

- 家庭の状況にかかわらず、全ての就学の意思のある高校生が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化とともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、奨学金制度の推進に努めます。
- 私立高校生等については、高等学校等就学支援金により助成するほか、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。また、制度の周知・啓発に努めます。
- 労働者の子どもの教育に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
46 県立学校への学校評議員の設置率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
47 公立小中学校における学校評議員 (類似制度含む。) の設置率	100% (H30)	100% (R6)	義務教育課
48 「えひめ学校教育ソーター企 業」登録企業・団体数	198 (R1)	218 (R6)	社会教育課
49 県立学校の教室へのエアコン設置 率	59.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
50 県立学校の普通教室における電子 黒板の整備率	28.4% (R1)	100% (R6)	高校教育課
51 学校の耐震化率(市町立小中学校)	80.3% (H26)	100% (市町によ る)	義務教育課

3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

現状と課題

テレビや雑誌、インターネット、スマートフォンの普及など、様々なメディアから、性、飲酒・喫煙や薬物、暴力、不良行為、非行行為等の有害情報が氾濫しており、少年犯罪の凶悪化も深刻化しています。

このため、こうした有害環境の浄化に取り組むことが必要です。

また、社会問題化しているいじめのほか、不登校などに効果的に対応するため、教育相談体制の充実を図り、子どもの問題行動等を未然に防止するとともに、問題行動等に至った場合は、適切に立ち直りの支援を行っていくことが必要です。

具体的な施策

(1) 有害情報の浄化

- 青少年保護条例等に基づき、有害情報からの青少年の保護を図ります。
- 有害図書類等の指定を行うとともに、販売店等の立入調査を実施し、青少年への販売等の防止を図ります。
- 青少年が携帯電話等を購入する際に、販売事業者にフィルタリングサービス等の説明を義務付けるなど、フィルタリングの利用を働きかけるほか、保護者や教職員青少年健全育成関係者等を対象とした対策講座や啓発活動を行うなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護します。
- 発達の段階に応じて、ネットトラブル等に対応する力や情報の真偽を見極める力を育成する情報教育を推進します。

(2) 非行防止

- 全ての県立高校等で非行防止教室を開催します。
- 児童相談所における相談支援体制、児童家庭支援センターにおける連絡会の充実を支援します。
- 少年補導センターの運営を支援するとともに、少年補導委員の資質向上のための研修を実施します。

(3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- 子ども・若者の自殺死亡率の減少に向けて、県民の自殺予防に対する正しい知識の普及啓発・周知に努めます。
- 尊い命が自殺で失われることがないよう関係機関と連携を図りながら、SOSの出し方に関する教育をはじめとする自殺予防対策の推進に努めます。
- 学童期から思春期の子どもたちを対象に、発達段階に応じた性教育を実施し、命や性、性感染症等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 心と体の健康センターにおいて、不登校、ひきこもり等の思春期特有の精神保健に関する専門的な相談を実施します。
- 保健所において、思春期の身体的・精神的な悩みの相談を実施します。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。

(4) 身近な場所での相談環境等の整備

- いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校などに効果的に対応するため、スクールソーシャルワーカーを活用した、学校、家庭、地域及び福祉機関などの関係機関とのネットワークづくりを推進します。
- 「心の専門家」であるスクールカウンセラーなどの相談員を学校に配置し、児童生徒が心にゆとりを持つことのできる教育相談体制の充実を図ります。
- 「いじめ相談ダイヤル 24」により、子どもや保護者からのいじめ問題等の相談に、カウンセリング経験豊かな相談員が24 時間いつでも対応するとともに、SNSを活用したいじめ相談窓口「えひめほっとLINE」を開設します。
- 児童相談所に児童福祉司、心理判定員等を配置して、相談援助活動を展開します。
- 将来にわたり、DVの加害者にも被害者にもならないために、若い世代に対しDVに対する正しい認識と、男女が対等な立場でお互いの人権を尊重できる関係について学ぶ機会を提供します。
- えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ（媛CC）」において性暴力被害に関する相談を実施します。
- フリースクール等と連携し、学校以外の場における教育機会の確保や居場所づくり等を推進します。

(5) 問題行動への適切な対処

- 小・中・高校生の重大な問題行動に対して「学校トラブルサポートチーム」を派遣し、学校による早期解決を支援します。
- 「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携の下、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進します。
- 児童相談所、児童家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援活動の充実に努めます。
- 少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、刑事司法関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間の団体等と連携した支援に努めます。
- PTA、県警察本部、県教育委員会からなる「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催し、情報の共有化を図るとともに、警察との連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を運用するなど、ネットワークづくりを推進します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
52 県立高校等での非行防止教室の開催率	100% (H30)	100% (R6)	高校教育課
53 未成年の自殺死亡数	9人 (H27)	6人 (R6)	健康増進課
54 十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	4.7 (H30)	減少 (R6)	健康増進課

55 不登校児童数（公立小学校）	323人 (H30)	減少 (R6)	義務教育課
56 不登校生徒数（公立中学校）	1,067人 (H30)	減少 (R6)	義務教育課
57 不登校生徒数（県立高校等）	282人 (H30)	減少 (H6)	高校教育課

第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

2 共生への支援を要する子どもたちへのサポート

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実

現状と課題

(1) 児童虐待の状況

本県の平成30年度における児童虐待相談対応件数は、児童相談所で890件、市町で902件、計1,792件と過去最多を記録し、深刻な状況にあることから、児童相談所の体制を強化することが喫緊の課題となっています。

このため、要保護児童の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応に繋げるため、児童相談所における児童福祉司等の専門職員を増やすとともに、研修等の実施により専門性向上を図る必要があります。

また、児童虐待の早期発見・早期対応のためには、身近な相談窓口である市町における相談支援体制の構築、強化も重要です。

さらに、同一家庭で、DVと児童虐待が行われることもあることから、DV対応と児童虐待対応の緊密な連携が必要です。

(2) 社会的養育の状況

本県の代替養育を受けている児童数は、平成31年3月現在で、514人（乳児院40人、児童養護施設385人、里親48人、ファミリーホーム41人）です。家庭で暮らすことができない理由は様々ですが、子どもたち一人ひとりのニーズに合わせた養育環境を提供することができるよう、子どもの権利擁護を念頭に、できる限り子どもの意向を尊重した対応に努める必要があります。

また、児童養護施設等に入所中の児童はもとより退所者に対しても、就労や進学、安定した生活を送るための支援を計画的に提供することが重要です。

具体的な施策

(1) 児童相談所による支援体制の強化

- 児童相談所の児童福祉司及び児童心理司等の専門職員を、国が定める配置基準に沿って、計画的に配置します。
- 児童相談所において、一時保護等を行った児童福祉司以外の者に、保護者の指導を行わせることで、適切な一時保護と効果的な家庭支援に繋げます。
- 児童福祉司等の専門性を高める研修の実施や、警察との実践的な合同訓練により、現場対応力の向上を図ります。
- 弁護士から司法手続き等の助言を受けられる体制の整備により、適切な対応を行える体制整備を図ります。
- 精神科医、カウンセラーなどの協力を得て、親子関係の修復、家族再生のための取組みを強化し、家庭復帰後の虐待の再発防止等のため家族支援を充実します。
- 児童相談システムの活用により、児童相談所内部、児童相談所間の情報共有に努めます。
- 個々のケースに応じたリスクアセスメントの下、子どもの安全確保を最優先とした措置をとるとともに、適切な進行管理を徹底します。
- 指導的職員（スーパーバイザー）の活用により、ノウハウの共用などによる職員の資質やスキルの向上に務めます。
- 児童相談所毎に地域連絡会を実施します。
- 児童相談所における夜間・休日の相談体制の充実に努めます。
- 相談支援機能や一時保護の充実のため、児童相談所の施設・設備の改善や、子どもの権利擁護に配慮した体制づくりに取り組みます。
- 児童虐待対応とDV対応の連携強化を図るため、児童相談所と婦人相談対応機関との積極的な情報共有に取り組みます。
- 児童の安全確保に向けた児童相談所と警察との連携強化に取り組みます。
- 児童相談所と関係県機関との更なる連携強化を図ります。

(2) 地域における相談支援体制の構築・強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。
- 児童支援コーディネーターを派遣し、要保護児童対策地域協議会の企画運営等に関する専門的な助言・指導を行います。
- 児童問題の相談窓口になる市町の相談業務の専門性向上のための研修会を実施します。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。
- 全市町での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を働き掛けます。
- 小児症例を扱う拠点病院を中心とした児童虐待防止医療ネットワークの構築に取り組みます。
- 施設の里親支援専門相談員等の配置を促し、地域の里親支援や施設機能を活用した子育て短期支援事業等の実施など、地域の子育て家庭への支援を推進します。

(3) 家族的な温もりを感じられる養育環境の確保

- 平成28年の改正児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を念頭に、児童相談所において、要保護児童の意向を踏まえた方針決定ができる体制の整備に取り組みます。

- ◎ より家庭的な環境の下での児童の養育を推進するため、家庭に迎え入れて養育する里親・ファミリーホームへの委託を優先して行います。また、里親制度の広報・普及に努めるとともに、新規里親の開拓のほか、里親等の資質向上や里親家庭・ファミリーホームへの支援に努めます。
- ◎ 家庭復帰が見込めない場合には、パーマネンシー保障（永続的解決）の観点から、特別養子縁組の積極的な活用を検討します。
- ◎ 児童養護施設などの老朽化した施設の整備を支援するとともに、施設における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。また、各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。
- 要保護児童の自立のため、県立えひめ学園の支援体制の充実に努めます。
- DV被害や経済的問題等を抱えた母子世帯の入所する県立愛媛母子生活支援センターにおいて、自立に向けた支援を充実します。

(4) 自立支援、相談支援機能の充実

- 入所児童に対しては、児童養護施設等において、自立支援計画を作成し、計画的に自立に向けた準備を行います。
- ◎ 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。
- また、退所児童等が、自立援助ホーム（共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導、就業支援等を行い、児童の自立を支援する事業所）への入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。
- ◎ 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
58 児童相談所における夜間・休日相談体制の充実	中央児童相談所に 夜間休日の相談対応職員を確保		子育て支援課
59 一時保護所における環境改善（個別対応化）	児童相談所の被虐待児と非行児童などの混合処遇状況の改善		子育て支援課
60 要保護児童対策地域協議会における調整担当者の配置	8市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
61 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町数	全市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
62 養育支援訪問事業の実施市町数	12市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
63 児童養護施設・乳児院の改築	整備要望に対し、積極的に支援		子育て支援課

64 小規模化・地域分散化した施設数 (児童養護施設・乳児院)	11 施設 (H30)	12 施設 (R6)	子育て支援課
65 自立援助ホームの設置数	4 か所 (H30)	6 か所 (R6)	子育て支援課
66 ファミリーホームの設置数	12 か所 (H30)	14 か所 (R6)	子育て支援課
67 養育里親の登録数	141 世帯 (H30)	260 世帯 (R6)	子育て支援課
68 里親・ファミリーホームへの児童 の委託率	16.9% (H30)	30.4% (R6)	子育て支援課
69 子ども家庭総合支援拠点を設置す る市町数	0 市町 (H30)	全市町 (R6)	子育て支援課
70 児童家庭支援センターの設置数	1 か所 (H30)	3 か所 (R6)	子育て支援課

2 共生への支援を要する子どもたちのサポート

現状と課題

すべての県民が、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、障がい児（者）やその家族が、地域生活において必要な支援を受けられるよう、体制整備に努めることが必要です。

また、一人ひとりの障がいの状況に応じた就学の場の早期提供や、障がいの程度にかかわらず、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、施設・設備の充実や教職員の資質向上に努めることが必要です。

具体的な施策

（1）障がい児（者）の地域生活における支援の充実

- 障がい児やその家族が、身近な地域において、「子ども・子育て支援法」に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や「障害者総合支援法」に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の必要な支援を、身近な地域で受けることができる体制づくりを進めます。
- 障がい児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障がい児保育を担当する保育士及び障がい児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 文部科学省と厚生労働省が連携して取りまとめた家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告も踏まえ、学校や家庭に加えて、医療・福祉・保健・労働等の関係機関が連携するネットワークを強化し、地域が一体となった乳幼児期からの支援体制の整備に取り組みます。
- 発達障がい児やその家族に対し、より身近な地域において早期の適切な支援やライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町における発達障がいの相談に総合的に対応するワンストップ窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、県発達障がい者支援センター（あい♥ゆう）では、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- 障がいの重度化・重複化や多様化を踏まえ、「県立子ども療育センター」等県内14施設で障がい児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいに関する専門的機能を有し、障がい児やその家族の多様なニーズに対応できる療養機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障

害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

- 医療的ケア児等に対し、地域において包括的な支援が提供できるよう、福祉、医療、保健、教育等の関係機関の連携促進に努めます。

(2) 特別支援教育の充実

- 特別支援教育に携わる教員の専門性と指導力を高めるとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する一定水準の知識・技能を得られるよう、研修の充実を図ります。
- 学校や家庭、地域、関係機関が連携した支援体制や特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、地域が一体となった指導・支援に取り組みます。
- 障がいのある子どもが就学前から卒業後まで切れ目ない指導や支援を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用を促進します。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習を通じて、相互理解を促進するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するために、早期からのキャリア教育を推進します。

(3) 障がい児（者）雇用の促進

- 障がい児の職業的自立に向けた支援充実に努めるとともに、現場実習や体験・交流等の重視を図るほか、関係機関との連携した取組みを強化し、障がい児の雇用への移行の促進をめざします。
- 県内6つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障がい者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を実施します。

(4) 外国人児童生徒に対する支援

- 外国人児童生徒に関する就学事務が適切に行えるよう、市町教育委員会の取組みを支援します。
- 日本語指導指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター主催）に教員を派遣するなど、外国人児童生徒に対する日本語指導や適応指導が適切に行えるようにします。

目標指標

目標指標	基準値	目標値	担当
71 障害児通所支援の利用児童数	3,072人 (H29)	4,917人 (R2)	障がい福祉課
72 ふれあい親善大使の派遣	222か所 (H29)	230か所 (R6)	特別支援教育課
73 個別の教育支援計画の作成が必要な子どもの作成率	87.5% (H30)	100% (R6)	特別支援教育課

3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

現状と課題

増加傾向にあったひとり親家庭は、平成23年度以降減少傾向にあります。厚生労働省の国民生活基礎調査の結果によると、ひとり親世帯の一戸あたり平均所得金額は総じて低く、非正規雇用で働く者の割合が高い母子家庭が多いことがその要因とも言われています。

このため、ひとり親家庭の子どもが、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するためにも、ひとり親家庭の親が安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送るための就業支援や、就業のために不可欠な子育て・生活支援、ひとり親家庭の子どもたちへの学習支援など、ひとり親家庭のニーズに即した支援施策の一層の充実が必要です。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立が困難で、経済的に厳しい環境に置かれている家庭が少なくないことから、支援を必要とする父子家庭には、母子家庭と差異のない支援が必要です。

具体的な施策

(1) ひとり親家庭等に対する就業支援

- 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

(2) ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、子どもの居場所づくり、生活の向上に努めます。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

(3) ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

(4) ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、NPO等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
74 就業支援講習会受講生の就業率	54.4% (H28～H30)	60.0% (R6)	子育て支援課
75 自立支援教育訓練費受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
76 高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	100% (H28～H30)	100% (R6)	子育て支援課
77 ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R1)	10市町 (R6)	子育て支援課

愛媛県子どもの生活実態調査の結果から、
関係する内容を記載（3月予定）

第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

1 安全・安心なまちづくり

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

3 子育て家庭の遊び場等の整備

1 安全・安心なまちづくり

現状と課題

平成30年の愛媛県の刑法犯認知件数は8,626件（1日平均約24件：多くが窃盗犯）であり、戦後最多を記録した平成15年以降、年々減少しているものの、全国的には子どもが被害に遭う凶悪犯罪や、通学路及び園外活動における交通事故が多発しており、特に、登下校中における安全確保が課題となっています。

このため、「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」（平成25年条例第25号）及び、平成30年6月に決定された「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）に基づき、子どもを犯罪等の被害から守るため、地域社会全体で子どもの安全確保に向けた取組みを推進しているところであります。引き続き、犯罪被害に遭いやすい子どもが安心して生活できる安全な地域づくりに努めることが必要です。

また、交通ルールを守る習慣を身につけていない子どもの外出は大変危険なため、交通安全に必要な能力が未発達な子どもが事故に遭うことのないよう、交通安全教育の徹底や道路環境等の整備充実も必要です。

具体的な施策

（1）事業所と連携した子どもの見守り活動の促進

- 子どもが犯罪等に遭った時の緊急避難場所や子どもの見守り活動を行う事業所等の参加促進に努めます。

（2）住民等の自主防犯活動の促進

- 各種広報媒体を通じて、迅速な不審者情報等の提供に努めます。
- 防犯パトロール活動の確保・推進を図るため、地域や防犯ボランティア団体

等との連携を強化します。

(3) 防犯設備・機器等の導入促進

- 犯罪の未然防止に役立つ防犯カメラ等の防犯設備を通学路や公園等に設置することを推進します。
- マンション業者等と協力して、侵入犯罪に強いマンション等、共同住宅のあり方の研究を推進します。
- 防犯性の高い建物部品を優良防犯機器として、その普及を県民に呼びかけます。

(4) 子どもを性犯罪等から守るための活動の推進

- 性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等に対する取締りを推進します。
- 犯罪や不審者に関する情報のタイムリーな発信に努めます。
- 不審者対応訓練や防犯教室等を通じて子どもの危険回避能力の向上に努めます。

(5) 少年サポート活動の充実

- 少年のいじめや非行問題等に関する相談に対して、臨床心理士の資格を有する少年心理専門員等が適切に対応するとともに、少年の立直り支援等のサポート活動の充実強化に努めます。

(6) 薬物から子どもを守るための活動の推進

- 少年や保護者等に対して、危険ドラッグやシンナー、覚醒剤等の薬物の有害性・危険性を広報啓発し、薬物乱用を拒絶する規範意識の醸成に向けた取組みを推進します。

(7) サイバー犯罪から子どもを守るための活動の推進

- 子どもや保護者に対する情報モラル教室を積極的に実施します。
- 子ども、保護者や学校関係者等に対して、サイバー犯罪被害を防止するための広報啓発活動等を推進します。

(8) 子どもの交通事故の防止

- 様々な機会を捉え、効果的な交通安全教育を実施します。
- 安全教育指導員、セーフティーリーダー、安全運転管理者等、交通安全指導者を育成します。
- 中学・高校の学校単位で、自主的活動を通じた交通安全教育を実施するマナーアップクラブの活動を支援します。
- 「児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡制度」を効果的に運用し、自転車を利用する子どものルール遵守とマナー向上を図ります。
- 交通事故分析の高度化と分析結果の広報に努めます。
- 自転車利用中の万が一の交通事故に備え、「命を救うヘルメット」を普及・促進し、自分の命は自分で守る意識の向上を図ります。

(9) 交通事故防止環境づくりの推進

- 歩行者・自転車に優しい交通安全施設の整備に努めます。
- 通学路の安全確保のため、歩道整備等に取り組みます。
- 市町とも連携し、保育施設や学校施設等におけるブロック塀をはじめとする施設の点検・安全対策を推進します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
78 まもるくんの車（子どもの見守りを行う営業用車両）の登録数	5,592 台 (H30)	増加 (R6)	生活安全 企画課
79 不審者対応訓練の実施回数	365 回 (H30)	増加 (R6)	生活安全 企画課
80 児童生徒等に対する情報モラル教室の実施回数	262 回 (H30)	増加 (R6)	少年課
81 L E D信号機の整備数	12,796 灯 (H30)	増加 (R6)	交通規制課

2 保護者が実践する事故防止・防災対策

現状と課題

子どもを交通事故から守る活動において、家庭や保護者が果たす役割は極めて大きなものがありますが、チャイルドシート等の着用率が低いなど、保護者が果たすべき交通事故防止措置が十分講じられていない状況にあることが指摘されています。

このため、保護者が事故防止対策を正しく認識したうえで適切な対応を図り、できる限りの事故防止対策を講じることが必要です。さらに、近年の大規模災害（地震・台風・集中豪雨等）の多発状況を踏まえ、家庭内においても、万一の事態に備えた安全・安心の確保を図る必要があります。

具体的な施策

(1) 交通事故の防止対策

- 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート 100% 着用運動のほか、各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の正しい使用や着用率向上を啓発します。
- 交通安全母親講習会や各種交通安全運動等の機会を通じ、チャイルドシート等の助成等制度を広報します。

(2) 災害時における乳幼児・障がい児等の安全・安心の確保

- 防災意識啓発講演会や減災キャンペーン等の啓発事業を通じ、家庭内の安全空間の確保や必要な食料・生活必需品等の備蓄などの自助対策の実践を県民や自主防災組織に働き掛けるとともに、日頃からの避難訓練等への参加を促すなど、家庭における防災力向上を促進します。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
82 チャイルドシート等の着用率	59.1% (R1)	100% (R6)	消防防災 安全課

3 子育て家庭の遊び場等の整備

現状と課題

子どもは遊びをはじめとした様々な体験や他者との関わりを通して成長しますが、少子化や都市化が進展し地域住民の関係が希薄化した地域では、子どもや子育て家庭が自由に利用できる健全な「遊びの場」の維持・充実が課題とされています。

また、子育て家庭が利用する場所や公営住宅等には、ベビーカーを利用する乳幼児連れの子育て家庭等も安心して利用できるバリアフリー化等への対応が求められているほか、子どもが安心して過ごせる居場所として児童館等の重要性も増しており、適切な環境整備に取り組む必要があります。

具体的な施策

(1) 児童館・児童センター活動の充実

- えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通して子どもたちの健全な育成を支援します。
- 指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

(2) 子どもの遊びや学びの支援

- えひめこどもの城の魅力向上に取り組むとともに、とべ動物園とを結ぶ遊具の整備・運用や共同イベントの実施など、両施設の連携を強化し、子どもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。
- えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、子どもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。
- 県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用や子ども料金の設定に配慮します。
- 県立図書館において、おはなし会や子どものための講演会の開催等、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

(3) 子育て家庭に安全・快適な環境づくり

- 公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。
- 県営住宅のバリアフリー化を推進します。
- 商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。
- 公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。
- 健康増進法の周知・徹底を図り、子どもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。
- 各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
83 児童館の設置数	45 館 (H30)	45 館 (R6)	子育て支援課
84 えひめこどもの城の来園者数	365, 250 人 (H30)	450, 000 人 (R5)	子育て支援課
85 バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63. 3% (R1)	80. 0% (R6)	建築住宅課

第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）
- 2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）
- 3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

1 子育てしやすい職場環境づくり（企業で）

現状と課題

性別や年齢に関わりなく、一人ひとりの実情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるよう、働き方改革や職場における環境整備、女性活躍の推進等の取組みが進められています。

このため、男性も女性も仕事と生活のバランスの取れた多様な生き方が選択できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを支援するとともに、職場における人材の確保・定着を図るためにも、子育てと仕事の両立を阻害する、職場における固定的性別役割分担意識や慣行、その他の諸要因の解消を図るなどの取組みを進めることが必要です。

具体的な施策

（1）職場における意識改革の促進

- ◎ 子育てをはじめとする家庭生活と仕事の両立支援に取り組む県内中小企業を認証する「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、男女を問わず育児休業などの両立支援制度が気兼ねなく利用できる職場風土の醸成を促進します。
- 職場において地域活動の意義や重要性への関心等を高める観点から、企業等に対して、ボランティア活動への参加等を働き掛けます。
- 「イクボス」に地域活性化の視点を盛り込んだ愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進し、長時間労働の削減や柔軟な働き方の実現など、男女ともに働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を進めます。
- 女性活躍推進法の改正を踏まえ、愛媛労働局等と連携し、特に中小企業に対して一般事業主行動計画の策定等について周知を行います。

(2) 出産等に伴う不本意な離転職の防止に向けた取組み

- 子育て期の労働者が就労を継続できるよう、愛媛労働局等と連携を図り、育児休業、子育て中の短時間勤務・所定外労働の制限、子の看護休暇等の育児・介護休業法に基づく制度について、周知を図ります。
- 男女が職場で十分に能力を発揮しながら出産・子育てができる環境整備の観点から、様々な機会を捉え、ポジティブ・アクションの普及促進を図ります。
- 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止に向けた企業の取組みを促進します。
- 出産や育児に伴う離職者を含む離転職者に対し、知識・技能を習得し得る職業訓練を実施し、女性の早期再就職を支援します。
- 安定した雇用の確保に向け、事業所内保育施設の整備を促進します。

(3) 仕事と生活の両立支援をはじめとする働き方改革の促進

- 愛媛労働局等の関係機関と連携して県内企業の働き方改革に関する相談・支援体制を整備し、ライフステージや生活環境に応じた働き方が実現できる職場環境整備を支援します。
- 様々な機会を捉え、短時間正社員制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度など多様な働き方の普及促進を図ります。

(4) 企業による積極的な次世代育成支援対策の取組促進

- 「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」の普及拡大を通じて、子育てをはじめとする家庭生活と仕事が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む県内中小企業の社会的評価の向上を図ります。
- より多くの企業が次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・実行に取り組むよう、愛媛労働局等と連携しながら、事業主向けセミナーや会議等を通じた周知・啓発に努めます。

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
86 育児休業取得率	女性：91.7% 男性：4.8% (H29)	女性：91.7% 男性：10.0% (R5)	労政雇用課
87 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	643 件 (H30)	750 社 (R6)	労政雇用課
88 えひめ仕事と家庭の両立応援企業の上位認証件数	21 件 (H30)	50 件 (R6)	労政雇用課

2 固定的性別役割分担意識の是正と働き方の見直し（家庭で）

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスを実現し、子育てと仕事の両立を図るために、それぞれの企業（職場）において、両立に向けた各種制度の導入や支援策を充実していくことが重要ですが、一方で、この問題は、固定的性別役割分担意識や職場中心のライフスタイルなど、個人の意識や価値観などとも密接に関係するものであり、取組みを進めていくうえで、各個人の意識改革が不可欠です。

このため、各家庭においては、男女共同参画についての理解をより一層深めるとともに、一人ひとりがこれまでの働き方や役割分担の在り方を見直し、子育てに関する各種支援制度の積極的活用や長時間労働の是正等に关心を持ち、自ら主体的に行動していくことが必要です。

具体的な施策

（1）男女共同参画に関する普及啓発

- 固定的性別役割分担意識を是正し、お互いが協力して子育てや家事などの家庭責任を担うことができるよう、様々な機会・媒体を活用した普及啓発活動を推進します。
- 男女共同参画社会の意義や責任など、特に男性の参加を重視した学習機会の提供や情報提供を推進します。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。【再掲】
- 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。【再掲】

（2）職場中心のライフスタイルの見直し促進

- 働き方の見直しを進め、職場中心の意識・生活から職場・家庭・地域のバランスのとれた生活への転換を進めるための普及啓発活動を推進します。
- 労働者のボランティア活動やNPO活動など、地域活動への参画を促進します。

（3）長時間労働のは正等に向けた普及啓発

- 労働者がゆとりある生活時間の下、家事や子どもとのふれあいの時間を確保できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、長時間労働のは正や年次有給休暇の取得促進等、働き方の見直しに向けた意識啓発に努めます。

（4）職場における子育て支援に関する各種制度の利用促進

- 子育て期の労働者が継続就労できるよう、愛媛労働局等と連携を図りつつ、育児休業や子の看護休暇など、子育てを支援する各種制度の周知と利用促進に努めます。

目標指標

目標指標	基準値	目標値	担当
89 男女の地位が平等と感じる人の割合	25.5% (H26)	40.0% (R2)	男女参画・県民協働課

3 子育てと仕事の両立支援（地域で）

現状と課題

子育てと仕事の両立を図るために、個人の意識改革や職場での環境づくりを進めると同時に、それぞれの地域において、子育て家庭の多様なニーズに対応した各種支援サービスの充実を図ることが求められます。

このため、市町や関係機関等と連携しつつ、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、ファミリー・サポート・センターの充実や情報提供など、地域におけるきめ細かな子育て支援サービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

具体的な施策

（1）教育・保育サービスの充実【再掲】

- ◎ 地域の実情を反映して市町が提供する、教育・保育サービスの量が確保できるよう支援します。
- 教育と保育を一体的に提供する認定こども園の普及を促進します。
- 子どもにとって保護者との愛情・信頼関係の中で育つことが最も大切な時期であることから、家庭的保育等事業をあらゆる機会を通じて啓発した上で、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受入れニーズに適切に応えていきます。
- ◎ 市町が実施する一時預かりや延長保育、病児・病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応や、保育サービスネットワークの構築を支援します。
- ◎ 1か所で一時預かりや延長保育、休日保育など、多様な保育ニーズに応える多機能保育施設・事業の整備を支援します。
- 提供主体の如何にかかわらず、利用者の保育ニーズに応じた多様なサービスの提供状況により、その活動を評価する仕組みを検討します。
- 保育人材の待遇改善等、多様な保育サービスの拡充に必要な人材の確保に努めます。
- 育児経験者等を対象とした子育て支援員について、市町と連携して養成に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価等の実施を市町等に働き掛けます。
- 保育所における保育の特性を生かしつつ、常に保育の内容や方法を見直し、改善・向上が図られるとともに、子どもが健康で安全に生活できる場となるよう努めます。
- 保育士の需給バランスを見極めながら、潜在的な人的資源の活用や研修を通じた資質向上に努めます。
- 家庭的保育等事業と教育・保育施設の連携を推進します。
- 会議や文書等を通じて、行政情報等の提供に努めます。
- 自己評価・学校関係者評価の実施、公表、報告を推進します。
- 幼稚園における預かり保育の拡充と質の確保を支援します。
- 県内でも共働き世帯の増加等を背景とした待機児童が発生していることから、県及び全市町が参画する協議の場を設置し、待機児童対策を促進します。

(2) 放課後児童対策の総合的な推進【再掲】

- ◎ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進します。
- 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携した実施を促進します。
- 放課後児童クラブ等の障がい児の受入れを促進します。
- えひめこどもの城をはじめとした県内児童館における子どもの居場所づくりを推進します。
- 市町や民間団体等と連携し、長期休暇等における子どもの居場所や体験活動の提供を推進します。

(3) 地域における子育て家庭への支援体制の充実【再掲】

- ◎ 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。【再掲】
- ◎ 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- ◎ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- 官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。【再掲】

目標指標

目 標 指 標	基 準 値	目 標 値	担 当
90 仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	43.2% (R1)	向 上 (R6)	子育て支援課

第6章

子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

2 子どもの貧困対策の推進

第6章 子どもの貧困対策

1 子どもの貧困対策計画

子どもの貧困は、実態が周囲から見えにくく、貧困の実状も多様であり、支援が必要な子どもや保護者に効果的な支援を届けるためには、行政や関係機関に加え、民間団体や地域住民等の連携・協力が必要であることから、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、都道府県は、同法第9条第1項に基づき、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされました。

本県では、平成27年3月に策定した「第2期 えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」において、子どもの貧困対策への取組みを柱の一つに掲げ、ひとり親家庭に対する就業支援、修学資金の貸付けなどの経済的支援や生活支援に積極的に取り組んできました。

このような中、令和元年6月に法律が改正され

- 子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とすること。
 - 子どもの最善の利益が優先考慮されること、及び貧困の背景には様々な社会的要因があること等を基本理念とすること。
 - 市町による子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化すること。
- といったこと等が盛り込まれました。

また、令和元年11月には、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下、「貧困対策大綱」という。）が5年ぶりに改訂され、これまで掲げられていた25の指標を見直し、新たに39の指標を掲げ、それらの改善に向けた今後5年間における重点施策が盛り込まれたところです。

本県では、新たな貧困対策大綱を踏まえ、引き続き、子どもの貧困問題に正面から向き合い、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、市町における子どもの貧困対策についての計画の策定を促すなど、地域や社会全体で協力して課題を解決するという意識を持ち、子どもファーストの考え方の下、市町や関係機関と緊密に連携しながら、官民共同により、令和元年10月に設置した「子どもの愛顔応援ファンド」を効果的に活用しながら、教育・生活・保護者に対する就労・経済的支援など、地域の実情に合わせた支援の取組みを積極的に進めていくこととします。

※子どもの貧困に関する39の指標一覧（P122、123参照）

2 子どもの貧困対策の推進

貧困対策大綱で示された39の指標の改善に向け、当面の重点施策及び具体的な施策として次の取組みを行い、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

1 教育の支援

子どもたちの幼児期から社会に出るまでの間、生まれ育った家庭の事情や経済状況等に左右されることなく、全ての子どもが質の高い教育の機会を確保し、夢に挑戦できる環境を整える必要があります。

また、多くの貧困世帯で、子どもたちが様々な課題に直面しており、経済的な問題で子どもたちが、高等教育や将来の夢をあきらめることがないよう、地域において官民が連携することにより、支援を必要とする子どもたちをできるだけ早く、確実に把握し、支援にしっかりとつなげる必要があります。

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

① 幼児教育・保育の無償化

- 年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園等の充実は貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。このため、全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

② 幼児教育・保育の質の向上

- 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や待遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進します。保育士等の専門性を高め、キャリアアップが図られるよう、保育士等の給与状況を把握し、施策の効果を検証しながら更なる待遇改善に取り組みます。
- 愛媛県総合教育センター内に設置した幼児教育センターの機能を活用しながら、公私の別や施設種を越えて幼児教育を推進する体制を構築するとともに、幼児教育施設の教職員等への研修の充実や小学校教育との接続の推進を図ります。
- 幼稚園教諭・保育士等による専門性を生かした子育て支援の取組を推進するとともに、子育てに悩みや不安を抱える保護者など、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。
- 認可外保育施設については、届出の指導及び立入調査等により、保育の質の確保と適正な運営が行われるよう指導監督基準に基づき、指導・助言に努めます。

(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

① スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等

- 児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ることとし、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、配置状況も踏まえ、スクールソーシャルワーカーの配置時間の充実等、学校における

る専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等学校においてスクールソーシャルワーカーが機能する取組を推進します。

- ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門や放課後児童クラブと学校等との連携強化を図ります。
- 児童生徒の心理に関する支援を行うスクールカウンセラーについても、配置状況を踏まえ、配置時間の充実等専門スタッフとして相応しい配置条件の実現を目指します。
- 子育てに悩みや不安を抱える保護者等、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するため、学校等と連携し、家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、地域の居場所づくり、訪問型家庭教育支援等の取組を推進します。(再掲)

② 学校教育による学力保障

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、少人数指導や習熟度別指導、放課後補習等の個に応じた指導を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進するとともに、子どもが学校において安心して過ごし、悩みを教職員に相談できるよう、多様な視点からの教育相談体制の充実を図ります。
- 学校における具体的な支援体制を充実させる観点から、現職教員を中心に、子どもに自己肯定感を持たせ、子どもの貧困問題に関する理解を深めてもらうため、校内研修等の実施を促します。
- 「愛媛県学力向上推進計画」に基づき、組織的・計画的な学力向上システムを継承し、県内各小・中学校の学力に関する検証改善サイクルを強化するとともに、取組を検証して課題の克服を図ることにより、児童生徒の確かな学力の一層の向上に努めます。

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

① 高校中退の予防のための取組

- 高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であるため、学習等に課題を抱える高校生の学力向上、進路支援等のための人材を高等学校に配置するなど、高等学校における指導・相談体制の充実を図るとともに、課題を抱える生徒の多い高等学校での優れた取組の普及を図ります。
- 在学中の妊娠・出産を機に高校を中退する生徒もありますが、生徒が妊娠した場合には、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであることについて、周知を図ります。
- 学校と地域社会等による優れた連携・協働の取組への表彰や、学校のキャリア教育の指導内容に関する手引・パンフレットの周知、教員向けの説明会の実施等により、各学校における発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実を図ります。
- 高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的に修学が困難な者に対し、修学奨励資金を貸与します。
- 勤労青少年の県立高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、教科書学習書の給与を行います。

② 高校中退後の支援

- 高校中退者等を対象に、地域住民・民間団体等の様々な地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援を実施する取組を支援・推進します。
- ハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図ります。

- 高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、授業料に係る支援を受けることができるよう、高等学校等就学支援金相当額を支給します。(全日制の場合は最長1年間、定時制・通信制の場合は最長2年間)
- ジョブカフェ愛 workにおいて、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。
- 若年無業者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションに臨床心理士、ジョブトレーナーを設置します。また、各種セミナーや職場体験等の支援プログラムのほか、ニート支援啓発のためのリーフレット作成やフォーラム等を実施します。
- 若年無業者の総合相談窓口である地域若者サポートステーションと高校等との連携体制を構築するとともに、高校中退者等への訪問支援を実施し、ニート化の未然防止の充実強化を図ります。

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の修学支援

- 高等教育段階においては、意欲と能力がある若者が、経済的理由により大学等への進学を断念することができないよう、真に支援の必要な住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生に対し、授業料及び入学金の減免等の支援を行います。
- 生活困窮世帯等に対し、若者学習サポート事業により、高校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業、若者就学支援事業、えひめ未来塾といった事業を各地域にて実施し、児童への学習支援や進学相談等を実施することにより、学習意識と学力の向上を図ります。

(5) 特に配慮を要する子どもへの支援

① 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもが、年齢や発達状況に応じて、スポーツや表現活動を実施できるよう、子どもの状況に配慮した支援を行います。
- 児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することができないよう、進学に際し必要な学用品費等の購入費や進学後の生活費等の支援を行います。

② 特別支援教育に関する支援の充実

- 特別支援教育について、特別支援教育就学奨励費等を通じて、障がいのある児童生徒等への支援の充実を図ります。

③ 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等についても、教育の機会が適切に確保され、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、就学状況の把握及び就学促進や日本語指導の研修受講など、教職員のキャリア教育等の支援を進めます。

(6) 教育費負担の軽減

① 義務教育段階の就学支援の充実

- 義務教育段階においては、学校教育法第19条の規定に基づき、各市町が就学援助を実施していますが、国が定期的に実施・公表する就学援助の実施状況等を活用し、各市町における就学援助の活用・充実を促すとともに、制度の周知・広報等に取り組みます。
- 平成29年度から、市町が就学予定者に対し新入学児童生徒学用品費等を支給し

た場合の経費についても国の補助対象としたことを踏まえ、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、各市町の入学前支給の実施を促します。

② 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減

- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金により授業料を実質無償化するとともに、低所得者世帯を対象に、奨学のための給付金により授業料以外の教育費を支援します。
- 授業料以外の教育費における経済的負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給し、低所得世帯の私立高校生等の就学の機会を拡大します。
- 経済的な理由により高等学校の就学機会が妨げられることなく、安心して教育を受けられるよう、奨学金制度の推進に努めます。

③ 生活困窮世帯等への進学費用等の支援

- 社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度により、低所得世帯の子どもが高校や大学等において修学するための入学金、授業料等の貸付けを行います。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学検査料等を支給するとともに、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の大学等の進学費用にかかる経費に充てられるものについては、収入として認定しない取扱いとします。
- 生活保護世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立上げ費用として進学準備給付金を給付するとともに、大学等へ進学後も引き続き、出身の生活保護受給世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもを含めた人員による住宅扶助額を支給します。
- 大学等への進学を検討している高校生等のいる生活保護世帯に対して、進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行います。
- 生活保護における教育扶助について、必要な費用を校長に対して直接支払うことにより、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。

④ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等の修学の継続や大学等への進学を断念することがないよう、母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を継続します。
- ひとり親家庭の子どもが高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の費用への支援を引き続き実施します。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアを中心とした学習支援活動を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。（再掲）

(7) 地域における学習支援等

① 地域学校協働活動における学習支援等

- 地域住民の参画による地域学校協働活動、放課後子ども教室、えひめ未来塾の取組を推進します。
- 地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図るとともに、一定の要件を備えたフリースクール等が実施する、学校と連携した教育活動に対する助成を通じて、多様で適切な教育機会の確保に努めます。さらに、地域と学校の連携・協働体制の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、幅広い地域住民等の参画による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。
- 学校教育以外の学習支援については、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、多様な地域住民の参画による学習支援の機会の充実を図ります。

- スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進します。

② 生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもの学習習慣の定着等に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。

(8) その他の教育支援

① 夜間中学の設置促進・充実

- 夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置するよう促進していることに鑑み、夜間中学について、広く県民に対してニーズ調査を行うとともに、随時、市町の意向を確認するなど、設置の必要について検討します。

② 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保

- 生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。
- 学校給食法の目的に基づき、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。
- 経済的困難を抱える県立中等教育学校前期課程及び県立特別支援学校の児童生徒に対して、学校病治療のための医療費及び学校給食費を援助します。
- 栄養教諭を中心とした食育推進のための実践的な取組みを実施します。また、学校給食における栄養管理について研究し、あわせて児童生徒の「食と運動」について生活習慣の改善を図ります。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。

③ 多様な体験活動の機会の提供

- 地域学校協働活動を推進する中において、多様な民間企業・団体・大学等によるスポーツ、ものづくり、文化芸術等の教育プログラムの実施を推進します。(再掲)
- 国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を図るため、経済状況にかかわらず、多様な教育・研修機会が得られるよう、意欲ある青年に対する参加支援等に努めます。

2 生活の安定に資するための支援

貧困世帯は、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な課題を抱えており、これに起因する社会的孤立に陥ることがないよう、世帯の安定した生活、子どもの成長を支える総合的な取組みが必要です。

このため、親の妊娠・出産期から、住環境を含めた生活の安定に資する切れ目のない支援を実施するとともに、セーフティネットである生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連法制を一体的に捉えて、保護者の自立支援や子どもの就労支援を含めた支援体制の強化を図る必要があります。

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

① 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の場の活用や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、養育支援訪問事業による訪問等により、保護者から養育についての相談を受け、助言等を行います。
- 子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の設置を促進することで、孤立した育児とならないように支援を行います。
- 妊産婦等からの相談に応じ、健康診査等の「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、子育て世代包括支援センターについては、その設置を促進します。

② 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援

- 妊娠の届出や母子健康手帳の交付、医療機関への受診、乳児家庭全戸訪問事業等により把握された特定妊婦等に対し、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となって、関係機関の連携の下に養育支援訪問事業等の適切な支援を行います。
- 婦人相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を実施します。

(2) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。

- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。(再掲)
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者等の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援に努めます。
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可能。)
- 仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」により認証することにより、子育て世帯の親が働きやすい環境整備を促進するとともに、就業に向けた社会的気運を高めます。

② 保育等の確保

- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため待機児童解消が図られるよう保育の受け皿を確保します。
- 放課後児童クラブについては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、着実にその整備を進めるとともに、対象となる児童が家庭の事情にかかわらず利用できるよう、引き続き支援していきます。
- 保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」の研修分野の中で具体的な研修内容の例として「子どもの貧困」に関する対応を盛り込み、担当職員の専門性の向上を図ります。
- 指定保育士養成施設における養成課程において、子どもの貧困をはじめ、「社会福祉」及び「子ども家庭福祉」について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を深めるよう努めます。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法で市町に義務付けられている保育所への入所や放課後児童クラブの利用に際し、ひとり親家庭の福祉が増進されるよう、ひとり親家庭への特別な配慮について、引き続き周知に努めます。(再掲)

③ 保護者の育児負担の軽減

- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園以外のその他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。
- 児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

(3) 子どもの生活支援

① 生活困窮世帯等の子どもへの生活支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。(再掲)
- 育児と仕事を一手に担うひとり親家庭について、子どもに対するしつけや教育などが十分に行き届きにくいなどの事情を考慮し、ひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の定着に向けて、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを推進します。(再掲)

② 社会的養育が必要な子どもへの生活支援

- 生活基盤が不十分なため、親が自分で子どもを育てられない場合においても、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームで養育されるよう支援するため、平成28年の児童福祉法改正において法定化された「家庭養育優先の原則」の理念に基づき、里親の開拓や里親教育、特別養子縁組等を進めます。
- 家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由により、施設養育が必要とされる子どもに対してもできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう支援するとともに、ケアニーズの非常に高い子ども等、生活単位が集合する場合においても、十分なケアが可能となるよう、できるだけ少人数の生活単位で養育されるよう支援します。

③ 食育の推進に関する支援

- 乳幼児期は、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもあるため、全ての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図ります。
- 保育所を始めとした児童福祉施設においては、ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めるとともに、食育の観点から、食事の提供や栄養管理を行い、子どもの健やかな発育・発達を支援します。
- 保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参考し、専門性を生かしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要であり、児童養護施設等で暮らす子どもにおいては、入所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子どもの発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
- ひとり親家庭の子どもについては、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮します。
- 子ども食堂など、地域における子どもの居場所づくりや多世代が参加するコミュニケーションの場づくりを通して、低所得世帯の子どもや孤食が常態化している子どもの食事・栄養状態を確保するため、その運営を支援します。(再掲)

(4) 子どもの就労支援

① 生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援

- ひとり親家庭の子どもを対象に、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行います。

② 高校中退者等への就労支援

- 学校がハローワーク等が実施する支援内容等について高校中退者等に対して情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図ります。(再掲)

③ 児童福祉施設入所児童等への就労支援

- 児童養護施設等で暮らす子どもを対象に、就労のために必要な資格取得費用の援助や退所後の生活支援に取り組みます。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、就職に必要な各種資格の取得や、就職時の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。

④ 子どもの社会的自立の確立のための支援

- 労働関係法令を知らないために発生する様々な問題の発生を防止するとともに、職業についての意識を高めるため、学生・生徒等に対して、労働関係法令に関する教育を行います。
- ジョブカフェ愛 workにおいて、若年求職者に対するかかりつけ職業相談、スキルアップセミナー等を実施します。

(5) 住宅に関する支援

- 母子世帯・父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯を、公営住宅に係る優先入居の対象として取り扱うことが可能である旨の市町への周知のほか、新たな住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、登録住宅の改修や入居者負担の軽減等への支援、愛媛県居住支援協議会や居住支援法人が行う相談・情報提供等に対する支援を実施し、引き続き子育て世帯等の居住の安定を支援します。
- 生活困窮世帯に対しては、生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時生活支援事業において、安定した生活を営めるよう支援します。
- ひとり親家庭に対しては、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付けを通じ、住宅支援を引き続き実施します。
- 住宅困窮度の高い母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、住宅関連相談窓口を設置し、リフォーム相談、情報提供サービス、リフォーム融資紹介を行います。
- 愛顔の住まい・生活支援事業を実施し、子育て世帯等に対し民間賃貸への円滑な入居に係る情報提供を行います。

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

① 家庭への復帰支援

- 施設入所等の措置解除後の子どもが家庭に復帰する際には、児童相談所が、その家庭環境を考慮し、必要に応じて保護者に子どもへの接し方などの助言等を行います。
- 措置解除後の一定期間は、児童相談所と地域の関係機関とが連携し、定期的な子どもの安全確認、保護者への相談・支援等に努めます。

② 退所等後の相談支援

- 児童養護施設を退所する者の自立が難しい場合は、引き続き施設等で生活できるよう、居住費や生活費等を負担し、自立を支援します。(再掲)
- また、退所児童等が、自立援助ホームへの入所を希望する場合には、児童相談所で適切に対応します。

- 退所する際に、就職や進学、アパート等を賃借するための身元保証人を確保し、社会的自立の促進を図ります。
- 児童養護施設退所者等自立支援資金の貸付けを通じて、大学等に進学する児童等の安定した生活基盤の構築と円滑な自立の促進を図ります。

(7) 支援体制の強化

① 児童家庭支援センターの設置支援

- 児童家庭支援センターの設置（特に東予地域、中予地域における設置）を支援します。また、児童家庭支援センターによる地域の里親やファミリーホームへの支援を検討します。（再掲）

② 社会的養護の体制整備

- 社会的養護の推進のため、児童養護施設等における小規模化、地域分散化を推進し、要保護児童がより家庭的な環境の下で生活できる環境を整備します。（再掲）
- 各施設への家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進し、ケア体制の充実を図ります。（再掲）

③ 市町等の体制強化

- 児童相談所が中心となり、各市町の要保護児童対策地域協議会の活動を支援するとともに、調整担当者を対象とした専門研修を実施します。（再掲）
- 市町における子ども家庭総合支援拠点の設置を推進し、虐待の発生予防、発生時の適切な対応を支援します。（再掲）

④ ひとり親支援に係る自治体窓口のワンストップ化等の推進

- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援メニューをワンストップで提供する体制や毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等における集中相談体制の構築を目指します。また、ひとり親等の事務手続にかかる負担軽減のため、児童扶養手当等に係る各種手続において、市町における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略の推進等に努めます。

⑤ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進

- 生活困窮者自立相談支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等の連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図ります。

⑥ 相談職員の資質向上

- 生活困窮世帯への支援については、生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、生活困窮者自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施するとともに、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカーや就労支援員等に対する研修を行います。
- ひとり親家庭への支援については、それぞれの家庭の状況に応じた適切な支援の実施に向けて、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員や、ひとり親の実情に応じた自立支援プログラムを策定する母子・父子自立支援プログラム策定員に対する研修等を実施し、ひとり親家庭の相談関係職員の専門性の向上を図ります。
- 児童思春期における心の問題に対応できる専門家（医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等）を養成するため、思春期精神保健対策研修を行います。（再掲）

3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から大変重要であり、職業生活の安定と向上につなげるため、所得の向上を含め、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進める必要があります。

このため、ハローワークと連携した就労支援や、スキルアップ・キャリアアップのための支援を行うとともに、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、適時適切な支援を行うなど、それぞれの状況に応じたきめの細かな支援を行っていく必要があります。

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

① 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

- 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入等、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保に向けて、働き方改革の着実な推進に努めます。
- 育児休業、子の看護休暇や育児のための短時間勤務制度等、仕事と両立して安心して子どもを育てられる労働環境の整備を引き続き図ります。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、必要に応じ適切な関係機関につなぎます。(再掲)
- 生活困窮世帯のうち就労に向けた準備が必要な者に対し、就労準備支援を実施するとともに、生活困窮世帯の自立助長の観点から、家計に課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施します。(再掲)
- 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業の一体的な支援の実施を推進します。(再掲)
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援やハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。(再掲)
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。(再掲)
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。(再掲)
- 母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援に努めます。(再掲)
- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の親に対する就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供など、就労支援に努めます。(再掲)
- 能力開発や資格取得に向けた取組みに対する給付金の支給を通じて、ひとり親家庭の親の就業支援の推進に努めます。(再掲)
- 離職者の再就職のために、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施することにより、就職の促進を図ります。また、就職に役立つ知識・技能を習得するための知識習得訓練の実施に当たっては、求職中のひとり親家庭の親の優先的な受け入れを行います。(一部の訓練コースでは、要件を満たす場合に託児サービスの利用が可

能。) (再掲)

- 仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」により認証することにより、子育て世帯の親が働きやすい環境整備を促進するとともに、就業に向けた社会的気運を高めます。(再掲)

(2) ひとり親に対する就労支援

① ひとり親家庭の親への就労支援

- マザーズハローワーク等の積極的な活用を促し、ひとり親を含む子育て女性等に対する就職支援を実施します。
- ひとり親家庭の親等の就労支援に資する職業訓練やトライアル雇用助成金等の各種雇用関係助成金の活用を推進します。
- 就職に有利になる資格の取得や主体的な能力開発の取組を促進し、生活の安定を図るため、ひとり親家庭の保護者に対する高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

② ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立

- ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の派遣による家事援助や未就学児の保育等のサービスの提供、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、親の職業と家庭の両立に必要な場合や、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。(再掲)

③ ひとり親家庭の親の学び直しの支援

- ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給する事業を実施します。
- 生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に就学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給することで、親の学び直しを図っていきます。

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

① 就労機会の確保

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施します。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

② 親の学び直しの支援

- 子育て中の女性の方等の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目指とする職業訓練を実施します。

4 経済的支援

経済的支援においては、各種手当制度の円滑な実施による支援や、教育費や医療費等の負担軽減など、収入・支出の面から様々な支援を組み合わせ、その効果を高めるとともに、必要な世帯に対して、制度の積極的な活用を促していく必要があります。

① 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施

- 児童扶養手当については、平成28年の児童扶養手当法の改正による児童扶養手当の多子加算額の倍増や、平成30年の児童扶養手当法施行令の改正による全部支給所得制限限度額引き上げを踏まえ、制度を円滑に実施します。
- 令和元年11月から年6回へと見直された児童扶養手当の支給回数について、受給者の利便性を確保するため、その円滑な実施に努めます。

② 養育費の確保の推進

- 母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。(再掲)
- 養育費の取決めを促すため、養育費相談支援センター等を活用し、相談等に対応する人材養成のための研修、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の配賦等、養育費に関する普及・啓発を行います。
- 離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを市町の窓口で離婚届の用紙と一緒に交付します。
- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。(再掲)

③ 教育費負担の軽減

- 全ての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担の軽減を図ります。(再掲)

④ その他の支援

- 労働者の育児や子どもの教育、離職した場合の当面の生活に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 一定の所得状況にある「ひとり親家庭の父母と20歳未満の児童」、「準ひとり親家庭(祖父又は祖母と孫、兄弟と姉妹)」及び「父母のない児童」の医療費に係る自己負担分について、全額助成を行い、その経済的負担の軽減に努めます。
- 仕事と育児をはじめとする家庭生活が両立しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を「えひめ仕事と家庭の両立応援企業認証制度」により認証することにより、子育て世帯の親が働きやすい環境整備を促進するとともに、就業に向けた社会的気運を高めます。【再掲】

子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
教育の支援	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (H30年4.1現在)	88.4% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (H30年4.1現在)	2.9% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36% (H30年4.1現在)	32.3% (H30年4.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (中学校卒業後)	95.8% (H30年5.1現在)	94.8% (H30.5.1現在)	厚生労働省 社会援護局 保護課調べ	
	児童養護施設の子供の進学率 (高等学校卒業後)	30.8% (H30年5.1現在)	36.7% (H30年5.1現在)	社会的養護の 現況に関する調査	
	ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園等)	81.7% (H28年度)	—	全国ひとり親世帯等調査	
	ひとり親家庭の子供の進学率 (中学校卒業後)	96.3% (H28年度)	94.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県のデータはH26年度ひ とり親家庭実態調査
	ひとり親家庭の子供の進学率 (高等学校卒業後)	58.5% (H28年度)	33.9% (H26年度)	全国ひとり親世帯等調査	※愛媛県のデータはH26年度ひ とり親家庭実態調査
	全世帯の子供の高等学校中退率	1.3% (H29年度調査)	1.2% (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・不 登校等生徒指導上の諸課 題に関する調査	※愛媛県のデータは平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調 査結果
	全世帯の子供の高等学校中退者数	46,802人 (H29年度調査)	481人 (H30年度調査)	児童生徒の問題行動・不 登校等生徒指導上の諸課 題に関する調査	※愛媛県のデータは平成31年度 児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調 査結果
	スクールソーシャルワーカーによる対応 実績のある学校の割合(小学校)	45.2% (H29年度実績)	39.1% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育 局児童生徒課調べ	
	スクールソーシャルワーカーによる対応 実績のある学校の割合(中学校)	53.5% (H29年度実績)	45.5% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育 局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(小学校)	66.0% (H29年度実績)	22.7% (H30年度実績)	文部科学省初等中等教育 局児童生徒課調べ	
	スクールカウンセラーの配置率(中学校)	89.6% (H29年度実績)		文部科学省初等中等教育 局児童生徒課調べ	
	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で 就学援助制度の書類を配布している市 町村の割合)	65.6% (H29年度)	—	文部科学省初等中等教育 局修学支援プロジェクト チーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支 給の実施状況(小学校)	47.2% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等教育 局修学支援プロジェクト チーム調べ	
	新入学児童生徒学用品費等の入学前支 給の実施状況(中学校)	56.8% (平成30年度)	—	文部科学省初等中等教育 局修学支援プロジェクト チーム調べ	
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (大学)	—	—	高等教育の就学支援新制 度(給付型奨学金、授業料 等減免)を当該年度におい て利用した者の数	
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (短期大学)	—	—		
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (高等専門学校)	—	—		
	高等教育の就学支援制度の利用者数 (専門学校)	—	—		

子供の貧困対策に関する指標

分野	指標	全国数値	愛媛県数値	出典	備考
生活の支援	滞納経験（電気、ガス、水道） (ひとり親世帯)	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	精査中	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	
	滞納経験（電気、ガス、水道） (子供のいる全世帯)	電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%	精査中	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（ひとり親世帯）	食料困窮経験 34.9% 衣服が買えない経験 39.7%	精査中	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	
	過去1年の食料困窮経験および衣服が買えない経験（子供のいる全世帯）	食料困窮経験 16.9% 衣服が買えない経験 20.9%	精査中	生活と支え合いに関する調査（特別集計）	
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9% (H29年調査)	精査中	生活と支えあいに関する調査(特別集計)	
	子供がある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1~3十分位）	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4% (H29年調査)	精査中	生活と支えあいに関する調査(特別集計)	
保護者の就労支援		80.8% (H27年調査)	84.6% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	88.1% (H27年調査)	88.6% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	44.4% (平成27年調査)	47.4% (H27年調査)	国勢調査	
	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	69.4% (H27年調査)	70.0% (H27年調査)	国勢調査	
経済的支援	子供の貧困率	国民生活基礎調査 13.9% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査 7.9% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	子供のがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	国民生活基礎調査 50.8% (H27年)	—	国民生活基礎調査	
		全国消費実態調査 47.7% (H26年)	—	全国消費実態調査	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯）	42.9% (H28年11.1現在)	精査中	全国ひとり親世帯等調査	
	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	20.8% (H28年11.1現在)			
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯）	69.8% (H28年11.1現在)	精査中	全国ひとり親世帯等調査 (特別集計)	
	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（父子世帯）	90.2% (H28年11.1現在)			
その他	子どもの貧困対策計画を策定した市町（村）	145市町村 (R元年6.12現在)	0市町 (R元年6.12現在)	厚生労働省子ども家庭局 家庭福祉課調べ	

第7章

幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

- 1 県設定区域の決定**
- 2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期**
- 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保**
 - (1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
 - (2) 認定こども園普及に向けた取組み
 - (3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
 - (4) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携
- 4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施**
- 5 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置**
 - (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者
- 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等**
- 7 教育・保育情報の公表**
- 8 広域調整**
 - (1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整
 - (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の協議及び調整

第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

「子ども・子育て支援法」及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に基づき、県では、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に係る計画を定めることとなっています。

基本指針では、県の計画は、子ども・子育て支援法の基本理念と基本指針における子育て支援の意義に関する事項を踏まえて作成することとなっており、本計画では、全ての基本的事項及び任意記載事項を含む計画としますが、そのうち、子育てと仕事の両立支援、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実については、第5章で記載しているため、本章では、それ以外の、教育及び保育の提供に関する事項を記載しています。

1 県設定区域の決定

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（以下、「教育・保育施設」という。）の認可・認定に当たり、県が、設定する区域ごとに需給調整を行うこととなっています。

本計画では、市町が設定する教育・保育提供区域を踏まえ、教育・保育の量の見込み及び実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容並びにその実施時期を定める単位となる、区域を定めています。

この区域は教育・保育及び市町が実施する地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域となっています。

区域を設定するに当たって、各市町における保育・教育の需給状況、在住市町を超えた広域利用の状況、さらには待機児童の状況等を踏まえ検討した結果、県内の20市町をそれぞれ区域の単位とすることが適当と判断し、20区域を設定しました。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期を計画で定めるにあたっては、県が定める区域ごとに、次に掲げる区分ごとに記載しています。

- ① 満3歳以上で、幼稚園及び認定こども園での教育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下、「1号認定子ども」という。））

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①					
確保の内容②		市町報告値集計後記入（2月末予定）			
差引（②-①）					

- ② 満3歳以上で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所及び認定こども園での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども（以下、「2号認定子ども」という。））

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①					
確保の内容②		市町報告値集計後記入（2月末予定）			
差引（②-①）					

- ③ 満3歳未満で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所、認定こども園並びに定員5人以下の少人数を対象に保育を行う家庭的保育事業、定員6～19人を対象に保育を行う小規模保育事業、事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育及び個別ケアが必要な場合等に保護者の居宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業（以下、「地域型保育事業」という。）での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子ども（以下、「3号認定子ども」という。））

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①					
確保の内容②		市町報告値集計後記入（2月末予定）			
差引（②-①）					

2号認定及び3号認定子どもの合計

前期計画では別表としていたものを本文と併記（以下、同）

（単位：人）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①					
確保の内容②		市町報告値集計後記入（2月末予定）			
差引（②-①）					

○認定区分ごとに利用できる施設・事業

認定区分	利用できる施設・事業
1号認定こども	幼稚園 認定こども園
2号認定こども	保育所 認定こども園
3号認定こども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

見込量の算定に当たっては、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を踏まえて市町が算出した利用の見込みを集計し、確保の内容及びその実施時期については、各施設及び事業者の意向を踏まえ、県と市町の協議の下に設定された各施設、事業者ごとの利用定員を年度ごとに集計した市町計画を積み上げたものとしました。(別表1)

3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期

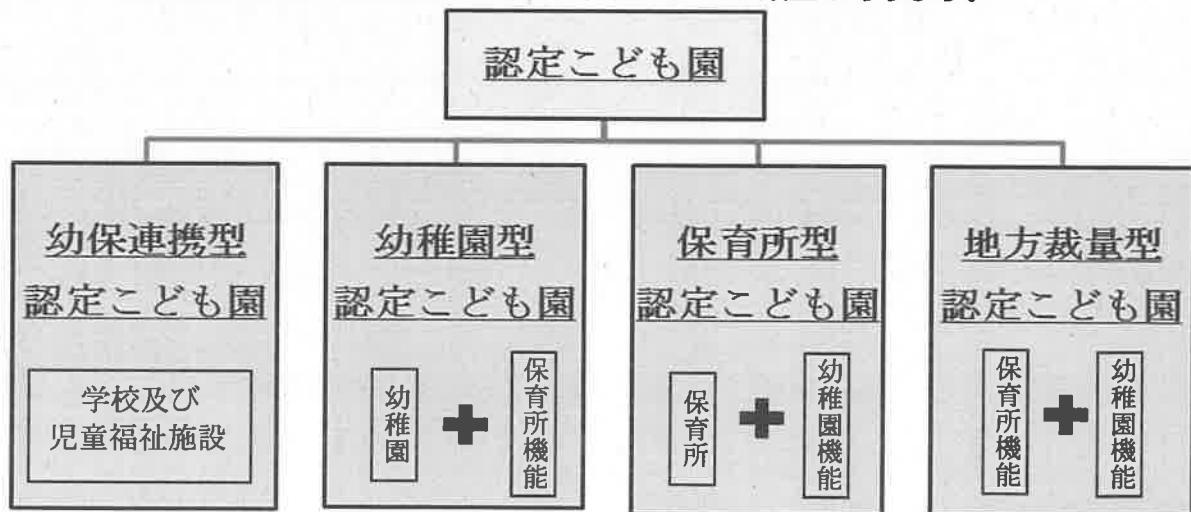
認定こども園は、幼児教育を行う幼稚園と、保育を行う保育所の両方の機能を併せ持つおり、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子ども受け入れることのできる施設です。また、認定こども園の中でも、特に、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一つの認可で設立が可能となります。

県としては、教育・保育を一体的に行う施設である認定こども園の普及を促進するため、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行しようとした場合は、施設の意向を踏まえた上で、必要な支援を行います。

区域ごとに設定する「認定こども園」の目標設置数、設置時期については、関係する各施設に対し、認定こども園移行の意向及び時期について調査した結果を基に定めました。(別表2)

認定こども園とは？

保育と教育を一体的に行う施設で、次の4つの類型があります。



(2) 認定こども園普及に向けた取組み

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として提供する施設であり、幼稚園と保育所の良いところを併せ持つ施設です。幼稚園や保育所に対する利用希望に加え、認定こども園に対する利用希望に応えられるよう、県としても、認定こども園へ移行するための施設整備や保育教諭となるための資格取得支援等を通じて、認定こども園の普及を促進していきます。

(単位：施設)

区分	参考（令和元年度）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼保連携型	既存数				
	新規数				
	計				
幼稚園型	既存数				
	新規数				
	計		市町報告値集計後記入（2月末予定）		
保育所型	既存数				
	新規数				
	計				
地方裁量型	既存数				
	新規数				
	計				
合計					

※幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整の考え方

幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合、各市町が定める区域ごとの需要（ニーズ量）が供給（確保の内容）を上回った場合は、原則として、認可・認定を行います。

また、逆に需要（ニーズ量）が供給（確保の内容）を下回った場合は、需給調整を行います。

認定こども園は、満3歳未満の保育を必要とする子ども及び満3歳以上の子どもを受け入れる施設です。特に3歳以上の子どもについては、保護者の就労状況に関わらず、子どもを受け入れることが可能です。また、子育て支援事業の実施が義務づけられており、子育てに関する拠点的な役割も担っている施設であることから、認可・認定基準を満たす限り、定員設定に留意しながら、市町や事業者の意向を踏まえ、認可・認定を行うこととします。

(4) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策

近年、子どもができても仕事を続けたいと考える女性が増えていることや、企業における育児休業制度の整備等により女性の就労継続の環境が整いつつあります。

一方、就労の形態において、非正規雇用が増加していることに加え、NPOやボランティアなど就労以外の社会活動を行う女性に対しても、幼児教育や保育の提供を行うことが求められています。

子どもの数は減少傾向にありますが、子どもを教育・保育施設に預けたい保護者は増加しており、利用者の保育・教育ニーズに応えるためには、幼稚園、保育所に加え、認定こども園

の普及が欠かせません。

また、保護者が家庭の中のみならず地域の中でつながりを持って、地域社会に参画し連携していくような環境の整備や、同年齢や異年齢の子どもが交流する場を提供していくことが大切であり、地域子ども・子育て支援事業の実施により、地域の実情に応じてきめ細かいサービスを提供することが求められています。

このため、県としては、各種説明会等を通じた広報活動や施設整備への補助等により、市町が必要な教育・保育を十分に提供できるよう支援していきます。

(5) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

乳幼児期の発達や学びは、連續性を有するとともに、一人一人の個人差が大きいことから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供し続ける必要があります。

このため、原則として、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業は、満3歳以上の子ども引き続き適切で質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携が求められています。

また、日々急速に成長する時期の教育・保育施設等における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることや、保育を利用する子どもが小学校就学後に放課後児童健全育成支援事業を利用する場合の家庭環境の把握等、教育・保育施設と小学校との連携が重要であることから、施設や事業者等との連携を支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るため、特定子ども・子育て支援施設等の公示状況や監査状況等について市町と情報共有を図ります。

5 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

質の高い教育・保育の提供に当たって、教育・保育に係る人材の確保及び養成を総合的に推進します。

(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者

認定こども園には、保育士資格と幼稚園教諭の免許状の両方を持つ保育教諭を必ず置かなければなりませんが、「認定こども園法」では、子ども・子育て支援新制度開始の日から10年間（令和6年度まで）は、幼稚園教諭の普通免許状の取得又は保育士登録のいずれかの要件

を満たしていれば保育教諭になることになります。

また、保育教諭の確保は、認定こども園制度への移行・促進を図るためにも欠かせないものであるため、新制度開始後10年間の経過措置により、幼稚園教諭免許状取得または保育士登録のいずれかの要件しか満たす人で、かつ一定の勤務経験がある人が、免許状取得及び保育士資格を得しようとした場合に、取得に必要な単位が少なくて済むような特例が設けられています。

このため、県としては、この保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得特例の広報及び取得する際の受講費用等の一部を補助するなどの支援に努め、保育教諭確保を推進します。

保育士については、これまで研修を実施してきたところですが、より充実した研修の実施とともに、愛媛県保育士・保育所支援センターを活用して、保育士資格を持ちながら保育業務に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援や、保育士養成施設の学生を対象とした修学資金貸付事業の実施、さらに待遇の改善等により、待機児童が生じることなく、ますます充実した保育が提供できるよう、必要な保育士の確保に努めています。

また、幼稚園教諭については、国や教育委員会、大学等との連携・協力を図りながら、研修の充実や幼稚園教諭免許状の取得に係る支援等により、必要な人材の確保に努めます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

市町が実施する地域子ども・子育て支援事業(5に掲げる事業)に従事する職員の資質向上のための研修や職員の確保を進めます。

また、同事業に従事する専門職員として、育児経験豊かな主婦等を対象とした「子育て支援員」について、市町と連携して引き続き養成に努めます。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

市町では、地域における利用希望等を踏まえ、次の地域子ども・子育て支援事業を実施することになっています。

市町報告値集計後記入(2月末予定)

① 利用者支援事業

- ・子ども又は保護者の身近な場所で施設や子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整を行う事業

(単位:箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見① 込 みの 内 容 保 の	基本型・特定型				
	母子保健型				
	合計				
② 内 容 保 の	基本型・特定型				
	母子保健型				
	合計				
差引(②-①)					

市町報告値集計後記入(2月末予定)

② 一時預かり事業（幼稚園型）

- 幼稚園等において、主に通常の教育時間終了後に自園の園児を対象に一時預かりを行う事業

(単位：人日（年間延べ利用人数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保の内容					
差引(②-①)					

②-1 一時預かり事業（その他）

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業

(単位：人日（年間延べ利用人数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保の内容					
差引(②-①)					

③ 延長保育事業

- 保育認定を受けた子どもに、認定こども園、保育所等で、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業

(単位：人（実人員）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保の内容					
差引(②-①)					

④ 病児・病後児保育事業

- 看護師等が、病児や病後児を、病院、保育所等に付設されたスペース等で、一時的に保育等を行う事業

(単位：人日（年間延べ利用人数）)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見① 込量 みの 合計	病児・病後児保育				
	ファミサポ（病児）				
	合計				
② 内確 容保 の 合計	病児・病後児保育				
	ファミサポ（病児）				
	合計				
差引(②-①)					

⑤ 地域子育て支援拠点事業

- 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保の内容					
差引(②-①)					

⑥ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

※病児・緊急対応事業を除く

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助希望者と、援助者の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

(単位：人日（年間延べ利用人数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保の内容					
差引(②-①)					

⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者の疾病等で家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

(単位：人日（年間延べ利用人数）)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み					
②確保の内容					
差引（②-①）					

⑧ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

- 保護者が仕事等で扈間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業

(単位：人（②は登録児童数）)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見① 込量 みの	小学1～3年				
	小学4～6年				
	合計				
	②確保の内容				
	差引（②-①）				

⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の所得状況を考慮して、保護者が幼稚園等に支払うべき食事の提供及び日用品、文房具等の購入に要する費用や行事への参加費用等を助成する事業

⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 民間事業者が認定こども園、幼稚園、保育所等に参入することを促進するための調査研究や、設置・運営を促進するための事業

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報や養育環境等の把握を行う事業

⑫ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

- 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員の専門性強化とネットワーク機関間の強化を図る取組みを実施する事業

⑬ 妊婦健康診査

- 妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業計画では、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業の利用の提供の見込みを定めています。（別表3）

7 教育・保育情報の公表

幼稚園や保育所、認定こども園のほか小規模保育などの地域型保育を利用するに当たって、各施設に関する情報を示して適切な利用に繋げるため、県では、次に掲げる事項をホームページで公表していきます。

【公表事項】

- 施設又は事業所を運営する法人に関する事項
 - ・法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・法人の代表者の氏名及び職名
 - ・法人の設立年月日
 - ・教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地が県内である法人が行う地域型保育事業
- 教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
 - ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
 - ・施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ・事業所番号
 - ・施設等の管理者の氏名及び職名
 - ・認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
 - ・事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
 - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
- 施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項
 - ・職種別の従業者の数
 - ・従業者の勤務形態、労働時間、従業者1人あたりの小学校就学前子どもの数等
 - ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
 - ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
- 教育・保育等の内容に関する事項
 - ・施設等の開所時間、利用時間、学級数その他の運営に関する方針
 - ・教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
 - ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等
 - ・施設の利用手続き、選考基準その他の利用に関する事項
 - ・利用者等からの苦情に対する窓口等の状況
 - ・教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ・施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
 - ・教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等にあたり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
 - ・教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
 - ・利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
 - ・相談・苦情等の対応のための取組みの状況
- 教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
 - ・安全管理及び衛生管理のために講じている措置
 - ・情報の管理、個人情報保護等のための取組みの状況
 - ・教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

8 広域調整

(1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町子ども・子育て支援事業計画の作成及び変更に当たり、1市町での対応が難しい場合は市町間で調整を行うこととなっています。

その調整が整わない場合、関係市町から県に対し要請があれば、市町の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

また、市町が実施する地域子ども・子育て支援事業計画の策定段階から、県が行う児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等の専門的知識等を要する施策との関連性に配慮した調整及び連携が必要であることから、関係市町から要請があれば、協議及び調整を行います。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の協議及び調整

市町長は、特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用定員を定めようとする場合及び変更しようとする場合は、あらかじめ県と協議を行います。

教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容並びにその実施時期

(別表1)

区域	年 度	①量の見込み				②確保の内容												②-①							
		特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)			特定地域型保育事業			雇用を受けない幼稚園			預かり保育、企業主導型保育施設、認可外保育施設等			合 計	1号			2号			3号			合 計	
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号		
		3~5歳		O歳	1~2歳		3~5歳		O歳	1~2歳		3~5歳		O歳	1~2歳		3~5歳		O歳	1~2歳		3~5歳		O歳	1~2歳
松山市	1 R2	8,505	4,421	384	3,420	16,730	5,869	4,455	629	2,760	141	417	4,614	0	132	62	211	19,290	1,978	166	448	△ 32	2,560		
	2 R3	8,299	4,481	394	3,524	16,698	5,869	4,559	629	2,984	141	417	4,614	0	132	62	211	19,618	2,184	210	438	88	2,920		
	3 R4	8,154	4,561	408	3,646	16,769	5,869	4,634	629	3,083	141	417	4,614	0	132	62	211	19,792	2,329	205	424	65	3,023		
	4 R5	7,953	4,623	420	3,748	16,744	5,869	4,727	629	3,164	141	417	4,614	0	132	62	211	19,866	2,530	236	412	44	3,222		
	5 R6	7,793	4,711	433	3,869	16,808	5,869	4,833	629	3,276	141	417	4,614	0	132	62	211	20,184	2,690	254	399	35	3,378		
今治市	1 R2	1,776	1,768	448	1,308	5,300	1,840	1,842	345	1,055	11	32	600	0	0	2	4	5,731	664	74	△ 90	△ 217	431		
	2 R3	1,742	1,745	445	1,268	5,200	1,840	1,842	365	1,085	21	60	600	0	0	2	4	5,819	698	97	△ 57	△ 119	619		
	3 R4	1,675	1,662	440	1,260	5,037	1,840	1,842	375	1,115	31	78	600	0	0	2	4	5,887	765	180	△ 32	△ 63	850		
	4 R5	1,615	1,597	437	1,251	4,900	1,840	1,842	385	1,160	41	96	600	0	0	2	4	5,970	825	245	△ 9	9	1,070		
	5 R6	1,587	1,566	433	1,243	4,829	1,840	1,842	405	1,190	51	116	600	0	0	2	4	6,050	853	276	25	67	1,221		
宇和島市	1 R2	361	1,042	64	525	1,992	361	1,039	64	525	0	0	0	0	3	0	0	1,992	0	0	0	0	0		
	2 R3	349	1,006	61	512	1,928	349	1,003	61	512	0	0	0	0	3	0	0	1,928	0	0	0	0	0		
	3 R4	336	971	59	500	1,866	336	968	59	500	0	0	0	0	3	0	0	1,866	0	0	0	0	0		
	4 R5	325	937	58	488	1,808	325	934	58	488	0	0	0	0	3	0	0	1,808	0	0	0	0	0		
	5 R6	314	905	56	476	1,751	314	902	56	476	0	0	0	0	3	0	0	1,751	0	0	0	0	0		
八幡浜市	1 R2	153	376	35	203	767	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	152	68	22	30	272		
	2 R3	154	377	33	187	751	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	151	67	24	46	288		
	3 R4	148	363	31	182	724	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	157	81	28	51	315		
	4 R5	143	350	29	173	695	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	162	94	28	60	344		
	5 R6	133	325	28	165	651	305	444	56	230	1	3	0	0	0	0	0	1,039	172	119	29	68	388		
新居浜市	1 R2	1,029	1,841	202	982	4,054	718	1,900	232	843	30	93	560	0	276	34	118	4,804	249	335	94	72	750		
	2 R3	972	1,878	208	1,006	4,064	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	287	302	91	60	740		
	3 R4	919	1,915	215	1,030	4,079	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	340	265	84	36	725		
	4 R5	868	1,954	222	1,054	4,098	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	391	228	77	12	706		
	5 R6	821	1,993	229	1,080	4,123	904	1,934	235	855	30	93	355	0	246	34	118	4,804	438	187	70	△ 14	681		
西条市	1 R2	640	1,798	125	990	3,553	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	560	115	106	△ 145	636		
	2 R3	641	1,799	122	964	3,526	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	559	114	109	△ 119	663		
	3 R4	620	1,730	119	972	3,441	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	580	183	112	△ 127	748		
	4 R5	614	1,715	117	951	3,397	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	586	198	114	△ 106	792		
	5 R6	599	1,669	114	933	3,315	1,000	1,913	213	792	18	53	200	0	0	0	0	4,189	601	244	117	△ 88	874		
大洲市	1 R2	203	674	118	349	1,344	589	872	91	371	4	5	0	0	0	0	0	1,932	386	198	△ 23	27	588		
	2 R3	185	614	115	354	1,268	589	872	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,980	404	258	△ 8	58	712		
	3 R4	180	601	111	342	1,234	584	877	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,980	404	276	△ 4	70	746		
	4 R5	171	570	107	334	1,182	584	877	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,980	413	307	0	78	798		
	5 R6	170	568	103	320	1,161	584	877	91	381	16	31	0	0	0	0	0	1,980	414	309	4	92	819		
伊予市	1 R2	320	484	77	270	1,151	354	612	70	270	8	16	0	0	0	0	0	1,330	34	128	1	16	179		
	2 R3	309	468	76	277	1,130	354	612	70	270	8	16	0	0	0	0	0	1,330	45	144	2	9	200		
	3 R4	300	454	76	274	1,104	354	612	70	270	8	16	0	0	0	0	0	1,330	54	158	2	12	228		
	4 R5	308	465	77	269	1,119	354	612	70	270	8	16	0	0	0	0	0	1,330	46	147	1	17	211		
	5 R6	309	466	77	273	1,125	354	612	70	270	8	16	0	0	0	0	0	1,330	45	146	1	13	205		
四国中央市	1 R2	755	1,095	104	617	2,571	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	0	0	3,128	300	203	1	53	557		
	2 R3	707	1,025	107	618	2,457	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	0	5	5	5	5	5	681			
	3 R4	685	993	109	602	2,389	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	0	5	5	5	5	5	749			
	4 R5	656	952	112	586	2,306	1,055	1,298	91	634	14	36	0	0	0	0	5	5	5	5	5	832			
	5 R6	652	945	114	573	2,284	1,004	1,295	97	638	14	36	0	0	0	0	5	5	5	5	5	810			
西予市	1 R2	168	663	63	222	1,116	168	663	55	206	8	16	0	0	4	5	9	1,134	0	4	5	9	18		
	2 R3	168	663	63	222	1,116	168	663	55	206	8	16	0	0	4	5	9	1,134	0	4	5	9	18		
	3 R4	168	663	63	222	1,116	168	663	55	206	8	16	0	0	4	5	9	1,134	0	4	5	9	18		
	4 R5	168	663	63	222	1,116	168	663	55	206	8	16	0	0	4	5	9	1,134	0	4	5	9	18		
	5 R6	168	663	63	222	1																			

(別表1)

区域	年 度	①量の見込み					②確保の内容										②-①											
		1号			2号		3号		合 計	特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園)			特定地域型保育事業			認証を受けない幼稚園	預かり保育、企業主導型保育施設、認可外保育施設等			合 計	1号			2号		3号		合 計
		3~5歳		O歳	I・2歳	1号		2号			3号		3号		1号		2号					3号		O歳	I・2歳			
		3~5歳	O歳	I・2歳	3~5歳		O歳	I・2歳	3~5歳		O歳	I・2歳	3~5歳		O歳	I・2歳	3~5歳		O歳	I・2歳	3~5歳		O歳	I・2歳				
上島町	1 R2	0	76	5	34	115	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	62	1	22	85				
	2 R3	0	76	5	34	115	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	62	1	22	85				
	3 R4	0	71	5	33	109	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	67	1	23	91				
	4 R5	0	69	4	33	106	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	69	2	23	94				
	5 R6	0	68	4	32	104	0	138	6	56	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	70	2	24	96				
久万高原町	1 R2	53	64	5	36	158	178	64	5	36	0	0	0	0	0	0	0	0	283	125	0	0	0	125				
	2 R3	47	57	5	36	145	178	57	5	36	0	0	0	0	0	0	0	0	276	131	0	0	0	131				
	3 R4	45	56	5	32	138	178	56	5	32	0	0	0	0	0	0	0	0	271	133	0	0	0	133				
	4 R5	45	54	5	31	135	178	54	5	31	0	0	0	0	0	0	0	0	268	133	0	0	0	133				
	5 R6	45	55	5	31	136	178	55	5	31	0	0	0	0	0	0	0	0	269	133	0	0	0	133				
松前町	1 R2	391	362	42	254	1,049	536	338	43	183	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100	145	△ 24	1	△ 71	51				
	2 R3	388	394	53	257	1,092	536	338	43	183	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100	148	△ 56	△ 10	△ 74	8				
	3 R4	393	400	56	251	1,100	536	346	45	193	6	12	0	0	0	0	0	0	1,138	143	△ 54	△ 5	△ 46	38				
	4 R5	386	395	56	248	1,085	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	0	0	1,174	87	2	4	△ 4	89				
	5 R6	367	377	55	244	1,043	473	397	54	232	6	12	0	0	0	0	0	0	1,174	106	20	5	0	131				
砥部町	1 R2	182	260	29	146	617	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	182	16	4	△ 23	179				
	2 R3	179	256	29	142	608	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	185	20	4	△ 19	190				
	3 R4	183	261	28	136	608	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	181	15	5	△ 13	186				
	4 R5	185	263	28	134	610	364	276	33	123	0	0	0	0	0	0	0	0	796	179	13	5	△ 11	186				
	5 R6	181	257	27	130	595	364	297	33	123	1	10	0	0	0	0	0	0	828	183	40	7	3	233				
内子町	1 R2	53	217	57	157	484	360	197	30	113	0	0	0	0	0	0	0	0	700	307	△ 20	△ 27	△ 44	216				
	2 R3	52	215	54	154	475	360	197	30	113	0	0	0	0	0	0	0	0	700	308	△ 16	△ 24	△ 41	225				
	3 R4	56	232	53	136	477	360	197	30	113	0	0	0	0	0	0	0	0	700	304	△ 35	△ 23	△ 23	223				
	4 R5	55	230	51	131	467	360	197	30	113	0	0	0	0	0	0	0	0	700	305	△ 33	△ 21	△ 18	233				
	5 R6	54	223	50	128	455	360	197	30	113	0	0	0	0	0	0	0	0	700	306	△ 26	△ 20	△ 15	245				
伊方町	1 R2	4	106	12	36	158	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 4	91	0	40	127				
	2 R3	3	98	10	40	151	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	99	2	36	134				
	3 R4	3	86	10	39	138	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	111	2	37	147				
	4 R5	3	88	10	37	138	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	109	2	39	147				
	5 R6	3	94	9	36	142	0	197	12	76	0	0	0	0	0	0	0	0	285	△ 3	103	3	40	143				
松野町	1 R2	4	48	8	30	90	5	50	9	30	0	0	0	0	0	0	0	0	94	1	2	1	0	4				
	2 R3	4	49	8	24	85	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	1	1	0	3				
	3 R4	4	49	8	18	79	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	1	1	6	9				
	4 R5	4	49	7	17	77	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	1	2	7	11				
	5 R6	4	44	7	16	71	5	50	9	24	0	0	0	0	0	0	0	0	88	1	6	2	8	17				
鬼北町	1 R2	0	127	25	75	227	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	108	0	20	128				
	2 R3	0	116	24	81	221	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	118	1	14	134				
	3 R4	0	105	23	87	215	0	235	25	95	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	130	2	8	140				
	4 R5	0	107	22	84	213	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	0	0	290	10	63	3	1	77				
	5 R6	0	112	21	81	214	10	170	25	85	0	0	0	0	0	0	0	0	290	10	58	4	4	76				
愛南町	1 R2	27	291	18	131	467	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	18	47	21	62	148				
	2 R3	24	259	17	120	420	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	21	79	22	73	195				
	3 R4	22	239	16	112	389	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	23	99	23	81	226				
	4 R5	21	228	15	104	368	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	24	110	24	89	247				
	5 R6	19	209	14	98	340	45	338	39	193	0	0	0	0	0	0	0	0	615	26	129	25	95	275				
合計	1 R2	14,950	16,087	1,899	10,025	42,961	14,307	17,275	2,109	8,775	254	721	5,974	0	425	108	362	50,310	5,331	1,613	572	△ 167	7,349					
	2 R3	14,551	15,950	1,908	10,056	42,465	14,481	17,370	2,129	9,032	276	775	5,769	0	395	113	367	50,707	5,699	1,815	610	118	8,241					
	3 R4	14,222	15,775	1,913	10,119	42,029	14,463	17,422	2,139	9,155	292	805	5,769	0	395	113	367	50,920	6,010	2,042	631	208	8,891					
	4 R5	13,845	15,663	1,916	10,140	41,564	14,399	17,465	2,157	9,297	302	823	5,769	0	395	113	367	51,087	6,323	2,197	656	347	9,523					
	5 R6	13,536	15,596	1,917	10,192	41,241	14,337	17,558	2,181	9,431	313	853	5,769	0	395	113	367	51,317	6,570	2,357	690	459	10,076					

(別表2)

認定こども園の目標設置数及び時期

区域 時期及び数	年度	年度	年度	年度	年度	5か年合計
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数
松山市区域						0
今治市区域						0
宇和島市区域						0
八幡浜市区域						0
新居浜市区域						0
西条市区域						0
大洲市区域						0
伊予市区域						0
四国中央市区域						0
西予市区域						0
東温市区域						0
上島町区域						0
久万高原町区域						0
松前町区域						0
砥部町区域						0
内子町区域						0
伊方町区域						0
松野町区域						0
鬼北町区域						0
愛南町区域						0
合計	0	0	0	0	0	0

市町から報告後記入(2月末予定)

市町地域子ども・子育て支援事業

区域	年 度	1. 利用者支援事業						2. 一時預かり事業 (幼稚園型)			2-1. 一時預かり事業(その他)						3. 延長保育						
		①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見込み			②-①	②確保の 内容			②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	
		基本型・ 特定型	母子保 健型	合計	基本型・ 特定型	母子保 健型	合計		保育所等 による	子育て短 期(トワイラ イト)		合計	保育所等 による	子育て短 期(トワイラ イト)		合計	保育所等 による	子育て短 期(トワイラ イト)					
箇所						人日(年間延べ利用人數)						人日(年間延べ利用人數)						人(実人員)					
松山市	1 R2	3	5	8	3	5	8	0	428,123	428,123	0	78,997	0	78,997	78,997	0	78,997	0	3,641	3,641	0		
	2 R3	3	5	8	3	5	8	0	419,132	419,132	0	78,317	0	78,317	78,317	0	78,317	0	3,563	3,563	0		
	3 R4	3	5	6	3	5	6	0	412,846	412,846	0	78,227	0	78,227	78,227	0	78,227	0	3,511	3,511	0		
	4 R5	3	5	6	3	5	6	0	405,001	405,001	0	77,785	0	77,785	77,785	0	77,785	0	3,443	3,443	0		
	5 R6	3	5	8	3	5	8	0	399,333	399,333	0	77,864	0	77,864	77,864	0	77,864	0	3,395	3,395	0		
今治市	1 R2	2	1	3	2	1	3	0	142,816	267,200	124,584	31,722	0	31,722	36,600	0	36,600	4,878	627	2,958	2,331		
	2 R3	2	1	3	2	1	3	0	140,231	282,500	122,289	31,120	0	31,120	36,000	0	36,000	4,880	615	2,942	2,327		
	3 R4	2	1	3	2	1	3	0	133,754	250,400	116,846	30,362	0	30,362	35,200	0	35,200	4,838	598	2,834	2,236		
	4 R5	2	1	3	2	1	3	0	128,818	241,200	112,382	29,722	0	29,722	34,500	0	34,500	4,778	584	2,726	2,142		
	5 R6	2	1	3	2	1	3	0	126,898	237,300	110,602	29,360	0	29,360	34,000	0	34,000	4,640	576	2,718	2,142		
宇和島市	1 R2	1	1	2	1	1	2	0	10,449	10,449	0	1,747	0	1,747	1,747	0	1,747	0	394	394	0		
	2 R3	1	1	2	1	1	2	0	10,087	10,087	0	1,693	0	1,693	1,693	0	1,693	0	382	382	0		
	3 R4	1	1	2	1	1	2	0	9,738	9,738	0	1,641	0	1,641	1,641	0	1,641	0	370	370	0		
	4 R5	1	1	2	1	1	2	0	9,400	9,400	0	1,590	0	1,590	1,590	0	1,590	0	359	359	0		
	5 R6	1	1	2	1	1	2	0	9,075	9,075	0	1,540	0	1,540	1,540	0	1,540	0	348	348	0		
八幡浜市	1 R2	1	1	2	0	1	1	△1	2,759	2,759	0	2,950	0	2,950	2,950	0	2,950	0	30	30	0		
	2 R3	1	1	2	0	1	1	△1	2,769	2,769	0	2,865	0	2,865	2,865	0	2,865	0	30	30	0		
	3 R4	1	1	2	0	1	1	△1	2,664	2,664	0	2,770	0	2,770	2,770	0	2,770	0	29	29	0		
	4 R5	1	1	2	0	1	1	△1	2,569	2,569	0	2,665	0	2,665	2,665	0	2,665	0	28	28	0		
	5 R6	1	1	2	0	1	1	△1	2,389	2,389	0	2,524	0	2,524	2,524	0	2,524	0	25	25	0		
新居浜市	1 R2	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	21	11,121	4,101	388	390	2
	2 R3	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	21	11,121	4,101	378	380	2
	3 R4	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	21	11,121	4,101	371	373	2
	4 R5	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	21	11,121	4,101	363	365	2
	5 R6	2	1	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	7,020	0	7,020	11,100	21	11,121	4,101	357	359	2
西条市	1 R2	1	2	3	1	2	3	0	5,855	5,855	0	5,600	0	5,600	5,600	0	5,600	0	344	344	0		
	2 R3	2	2	4	2	2	4	0	5,874	5,874	0	5,535	0	5,535	5,535	0	5,535	0	340	340	0		
	3 R4	2	2	4	2	2	4	0	5,671	5,671	0	5,424	0	5,424	5,424	0	5,424	0	333	333	0		
	4 R5	2	2	4	2	2	4	0	5,614	5,614	0	5,344	0	5,344	5,344	0	5,344	0	329	329	0		
	5 R6	2	2	4	2	2	4	0	5,469	5,469	0	5,212	0	5,212	5,212	0	5,212	0	321	321	0		
大洲市	1 R2	0	1	1	0	0	0	△1	6,300	6,300	0	1,568	0	1,568	1,568	0	1,568	0	60	60	0		
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	6,615	6,615	0	1,537	0	1,537	1,537	0	1,537	0	58	58	0		
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	6,946	6,946	0	1,506	0	1,506	1,506	0	1,506	0	56	56	0		
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	7,293	7,293	0	1,476	0	1,476	1,476	0	1,476	0	54	54	0		
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	7,658	7,658	0	1,446	0	1,446	1,446	0	1,446	0	53	53	0		
伊予市	1 R2	0	1	1	0	1	1	0	4,142	4,142	0	34,812	0	34,812	34,812	0	34,812	0	237	237	0		
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	4,010	4,010	0	34,032	0	34,032	34,032	0	34,032	0	234	234	0		
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	3,898	3,898	0	33,245	0	33,245	33,245	0	33,245	0	229	229	0		
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	3,978	3,978	0	33,716	0	33,716	33,716	0	33,716	0	231	231	0		
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	3,998	3,998	0	33,859	0	33,859	33,859	0	33,859	0	232	232	0		
四国中央市	1 R2	0	1	1	0	1	1	0	13,580	13,580	0	6,548	0	6,548	6,548	0	6,548	0	353	353	0		
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	12,698	12,698	0	6,294	0	6,294	6,294	0	6,294	0	340	340	0		
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	12,303	12,303	0	6,109	0	6,109	6,109	0	6,109	0	330	330	0		
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	11,794	11,794	0	5,893	0	5,893	5,893	0	5,893	0	319	319	0		
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	11,707	11,707	0	5,813	0	5,813	5,813	0	5,813	0	314	314	0		
西予市	1 R2	0	0	0	0	0	0	0	6,888	6,888	0	881	0	881	881	0	881	0	102	102	0		
	2 R3	0	0	0	0	0	0	0	6,921	6,921	0	947	0	947	947	0	947	0	104	104	0		
	3 R4	0	0	0	0	0	0	0	6,989	6,989	0	990	0	990	990	0	990	0	105	105	0		
	4 R5	0	0	0	0	0	0	0	6,941	6,941	0	1,022	0	1,022	1,022	0	1,022	0	105	105	0		
	5 R6	0	0	0	0	0	0	0	7,033	7,033	0	1,058	0	1,058	1,058	0	1,058	0	106	106	0		
東温市	1 R2	1	1	2	1	1	2	0	18,816	18,816	0	2,068	0	2,068	2,068	0	2,068	0	240	240	0		
	2 R3	1	1	2	1	1	2	0	18,806	18,806													

区域	年 度	4. 病児・病後児保育事業						5. 地域子育て支援 拠点事業			6. ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応事業を除く)			7. 子育て短期 支援事業 (ショートステイ)			8. 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)						
		①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見 込み	②確保の 内容	②-①	①量の見込み			②確保の 内容					
		病児・病 後児保育 所	ファミサポ (病児)	合計	病児・病 後児保育 所	ファミサポ (病児)	合計								小学校1~ 3年	小学校4~ 6年	合計	②-①	②-①	②-①			
人日(年間延べ利用人數)						箇所						人日(年間延べ利用人數)						人(②は登録児童数)					
松山市	1 R2	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,992	7,992	0	518	518	0	4,729	1,100	5,829	5,829	0	
	2 R3	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,884	7,884	0	511	511	0	4,892	1,133	6,025	6,025	0	
	3 R4	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,776	7,776	0	504	504	0	5,007	1,205	6,212	6,212	0	
	4 R5	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,680	7,680	0	498	498	0	5,089	1,254	6,323	6,323	0	
	5 R6	5,530	0	5,530	7,800	0	7,800	2,270	31	31	0	7,584	7,584	0	491	491	0	5,162	1,277	6,439	6,439	0	
今治市	1 R2	3,325	0	3,325	2,400	0	2,400	△ 925	9	9	0	2,049	2,049	0	18	18	0	1,421	201	1,622	1,480	△ 142	
	2 R3	3,263	0	3,263	2,400	0	2,400	△ 863	9	9	0	1,919	1,919	0	18	18	0	1,324	197	1,521	1,480	△ 41	
	3 R4	3,174	0	3,174	2,400	0	2,400	△ 774	9	9	0	1,882	1,882	0	17	17	0	1,397	190	1,587	1,510	△ 77	
	4 R5	3,096	0	3,096	3,600	0	3,600	504	9	9	0	1,859	1,859	0	17	17	0	1,388	196	1,584	1,521	△ 43	
	5 R6	3,057	0	3,057	3,600	0	3,600	543	9	9	0	1,841	1,841	0	17	17	0	1,283	189	1,472	1,559	87	
宇和島市	1 R2	598	0	598	598	0	598	0	5	5	0	973	973	0	19	19	0	507	104	611	611	0	
	2 R3	582	0	582	582	0	582	0	5	5	0	946	946	0	19	19	0	518	106	624	624	0	
	3 R4	566	0	566	566	0	566	0	6	6	0	920	920	0	18	18	0	532	109	641	641	0	
	4 R5	551	0	551	551	0	551	0	7	7	0	895	895	0	18	18	0	541	111	652	652	0	
	5 R6	535	0	535	535	0	535	0	7	7	0	870	870	0	17	17	0	562	115	677	677	0	
八幡浜市	1 R2	543	0	543	1,152	0	1,152	609	2	2	0	1,300	1,300	0	2	2	0	212	36	248	265	17	
	2 R3	525	0	525	1,152	0	1,152	627	2	2	0	1,144	1,144	0	2	2	0	189	35	224	265	41	
	3 R4	506	0	506	1,152	0	1,152	646	2	2	0	1,092	1,092	0	2	2	0	185	33	218	265	47	
	4 R5	485	0	485	1,152	0	1,152	667	2	2	0	1,092	1,092	0	2	2	0	182	32	214	265	51	
	5 R6	457	0	457	1,152	0	1,152	695	2	2	0	1,092	1,092	0	2	2	0	183	29	212	265	53	
新居浜市	1 R2	381	0	381	960	0	960	579	8	8	0	213	213	0	21	21	0	1,364	715	2,079	2,079	0	
	2 R3	371	0	371	960	0	960	589	8	8	0	209	209	0	21	21	0	1,345	695	2,040	2,040	0	
	3 R4	365	0	365	960	0	960	595	8	8	0	204	204	0	21	21	0	1,310	679	1,988	1,988	0	
	4 R5	356	0	356	960	0	960	604	8	8	0	198	198	0	21	21	0	1,279	660	1,939	1,939	0	
	5 R6	350	0	350	960	0	960	610	8	8	0	193	193	0	21	21	0	1,235	651	1,886	1,886	0	
西条市	1 R2	1,423	0	1,423	1,423	0	1,423	0	8	8	0	1,295	1,295	0	349	349	0	1,428	445	1,873	1,873	0	
	2 R3	1,407	0	1,407	1,407	0	1,407	0	8	8	0	1,287	1,287	0	345	345	0	1,359	442	1,801	1,801	0	
	3 R4	1,379	0	1,379	1,379	0	1,379	0	8	8	0	1,239	1,239	0	337	337	0	1,325	431	1,756	1,756	0	
	4 R5	1,359	0	1,359	1,359	0	1,359	0	8	8	0	1,214	1,214	0	332	332	0	1,263	429	1,692	1,692	0	
	5 R6	1,325	0	1,325	1,325	0	1,325	0	8	8	0	1,185	1,185	0	323	323	0	1,268	405	1,673	1,673	0	
大洲市	1 R2	1,937	0	1,937	980	0	980	△ 957	4	4	0	116	116	0	0	0	0	289	30	319	319	0	
	2 R3	1,846	0	1,846	980	0	980	△ 866	4	4	0	111	111	0	0	0	0	299	30	329	329	0	
	3 R4	1,792	0	1,792	980	0	980	△ 812	4	4	0	108	108	0	0	0	0	308	31	339	339	0	
	4 R5	1,721	0	1,721	980	0	980	△ 741	4	4	0	103	103	0	0	0	0	317	32	349	349	0	
	5 R6	1,685	0	1,685	980	0	980	△ 705	4	4	0	101	101	0	0	0	0	326	33	359	359	0	
伊予市	1 R2	844	0	844	844	0	844	0	1	1	0	550	550	0	81	0	△ 81	390	60	450	450	0	
	2 R3	832	0	832	832	0	832	0	1	1	0	544	544	0	80	0	△ 80	390	60	450	450	0	
	3 R4	817	0	817	817	0	817	0	1	1	0	542	542	0	78	0	△ 78	390	60	450	450	0	
	4 R5	824	0	824	824	0	824	0	1	1	0	533	533	0	79	0	△ 79	390	60	450	450	0	
	5 R6	826	0	826	826	0	826	0	1	1	0	516	516	0	79	0	△ 79	390	60	450	450	0	
四国中央市	1 R2	268	0	268	266	0	268	0	6	6	0	992	992	0	0	0	0	946	182	1,128	1,057	△ 71	
	2 R3	258	0	258	256	0	258	0	6	6	0	983	983	0	0	0	0	930	174	1,104	1,057	△ 47	
	3 R4	251	0	251	251	0	251	0	6	6	0	934	934	0	0	0	0	879	173	1,052	1,052	0	
	4 R5	242	0	242	242	0	242	0	6	6	0	903	903	0	0	0	0	860	166	1,026	1,026	0	
	5 R6	238	0	238	238	0	238	0	6	6	0	867	867	0	0	0	0	804	163	987	987	0	
西予市	1 R2	885	0	885	885	0	885	0	3	3	0	15	15	0	4	4	0	271	45	316	316	0	
	2 R3	930	0	930	930	0	930	0	3	3	0	14	14	0	5	5	0	291	45	336	336	0	
	3 R4	955	0	955	955	0	955	0	3	3	0	14	14	0	5	5	0	304	45	349	349	0	
	4 R5	970	0	970	970	0	970	0	3	3	0	13	13	0	6	6	0	319	45	364	364	0	
	5 R6	992	0	992	992	0	992	0	3	3	0	12	12	0	7	7	0	328	45	373	373	0	
東温市	1 R2	501	0	501	501	0	501	0	1	1	0	1,290	1,290	0	5	0	△ 5	421	174	595	601	6	
	2 R3	494	0	494	494	0	494	0	1	1	0	1,268	1,268	0	5	0	△ 5	423	184	607	613	6	

市町地域子ども・子育て支援事業

区域	年 度	1. 利用者支援事業							2. 一時預かり事業 (幼稚園型)			2-1. 一時預かり事業(その他)						3. 延長保育			
		①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①	①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①
		基本型・ 特定型	母子保 健型	合計	基本型・ 特定型	母子保 健型	合計		保育所等 による	子育て短 期トワイタ イ		合計	保育所等 による	子育て短 期トワイタ イ	合計	保育所等 による	子育て短 期トワイタ イ				
箇所							人日(年間延べ利用人數)			人日(年間延べ利用人數)			人(実人員)						人(実人員)		
久万高原町	1 R2	0	1	1	0	1	1	0	26	26	0	352	0	352	352	0	352	0	22	22	0
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	23	23	0	333	0	333	333	0	333	0	21	21	0
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	23	23	0	312	0	312	312	0	312	0	20	20	0
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	22	22	0	306	0	306	306	0	306	0	19	19	0
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	22	22	0	303	0	303	303	0	303	0	19	19	0
松前町	1 R2	1	0	1	1	0	1	0	14,025	18,800	4,775	1,785	0	1,785	550	1,150	1,700	△ 85	72	61	△ 11
	2 R3	1	0	1	1	0	1	0	14,580	18,800	4,220	1,887	0	1,887	550	1,200	1,750	△ 137	86	86	0
	3 R4	1	0	1	1	0	1	0	14,760	18,800	4,040	1,884	0	1,884	550	1,250	1,800	△ 84	88	88	0
	4 R5	1	0	1	1	0	1	0	14,545	18,800	4,255	1,857	0	1,857	550	1,300	1,850	△ 7	87	87	0
	5 R6	1	0	1	1	0	1	0	13,848	18,800	4,952	1,800	0	1,800	550	1,350	1,900	100	85	85	0
匹部町	1 R2	1	1	2	1	1	2	0	3,777	3,777	0	5,669	0	5,669	5,669	0	5,669	0	244	244	0
	2 R3	1	1	2	1	1	2	0	3,716	3,716	0	5,529	0	5,529	5,529	0	5,529	0	238	238	0
	3 R4	1	1	2	1	1	2	0	3,788	3,788	0	5,485	0	5,485	5,485	0	5,485	0	238	238	0
	4 R5	1	1	2	1	1	2	0	3,802	3,802	0	5,460	0	5,460	5,460	0	5,460	0	237	237	0
	5 R6	1	1	2	1	1	2	0	3,761	3,761	0	5,330	0	5,330	5,330	0	5,330	0	232	232	0
内子町	1 R2	0	1	1	0	1	1	0	44	0	△ 44	5,417	0	5,417	5,417	0	5,417	0	64	64	0
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	44	0	△ 44	5,328	0	5,328	5,328	0	5,328	0	62	62	0
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	48	0	△ 40	5,317	0	5,317	5,317	0	5,317	0	62	62	0
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	47	0	△ 47	5,196	0	5,196	5,196	0	5,196	0	60	60	0
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	46	0	△ 46	5,067	0	5,067	5,067	0	5,067	0	59	59	0
伊方町	1 R2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	35	0	35	35	0	35	0	16	16	0
	2 R3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	35	0	35	35	0	35	0	16	16	0
	3 R4	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	32	0	32	32	0	32	0	16	16	0
	4 R5	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	32	0	32	32	0	32	0	14	14	0
	5 R6	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	32	0	32	32	0	32	0	18	16	0
松野町	1 R2	0	1	1	0	1	1	0	38	40	2	150	0	150	150	0	150	0	13	15	2
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	40	40	0	150	0	150	150	0	150	0	13	15	2
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	37	40	3	150	0	150	150	0	150	0	12	15	3
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	35	40	5	150	0	150	150	0	150	0	11	15	4
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	33	40	7	150	0	150	150	0	150	0	11	15	4
鬼北町	1 R2	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,250	0	1,250	1,250	1	1,249	95	0	△ 85	
	2 R3	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,148	0	1,148	1,148	1	1,147	92	0	△ 92	
	3 R4	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,032	0	1,032	1,032	1	1,031	89	0	△ 89	
	4 R5	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,055	0	1,055	1,260	1	1,261	206	88	90	2
	5 R6	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1,098	0	1,098	1,260	1	1,261	163	88	90	2
愛南町	1 R2	0	1	1	0	1	1	0	3,271	6,480	3,209	1,033	0	1,033	3,456	0	3,456	2,423	89	89	0
	2 R3	0	1	1	0	1	1	0	2,918	5,760	2,842	944	0	944	3,456	0	3,456	2,512	80	80	0
	3 R4	0	1	1	0	1	1	0	2,685	5,280	2,595	878	0	878	3,456	0	3,456	2,578	75	75	0
	4 R5	0	1	1	0	1	1	0	2,563	5,040	2,477	824	0	824	3,456	0	3,456	2,632	70	70	0
	5 R6	0	1	1	0	1	1	0	2,354	4,560	2,206	769	0	769	3,456	0	3,456	2,687	65	65	0
合計	1 R2	14	20	34	13	20	33	△ 1	660,469	792,995	132,526	189,604	0	189,604	198,500	1,172	199,672	10,068	7,031	9,260	2,229
	2 R3	15	20	35	14	21	35	0	648,264	777,551	129,287	186,772	0	186,772	195,759	1,222	196,981	10,209	6,890	9,129	2,239
	3 R4	15	20	35	14	21	35	0	634,496	757,732	123,236	184,437	0	184,437	193,587	1,272	194,839	10,402	6,773	8,925	2,152
	4 R5	15	20	35	14	21	35	0	620,063	739,135	119,072	183,114	0	183,114	193,502	1,322	194,824	11,710	6,840	8,790	2,150
	5 R6	15	20	35	14	21	35	0	611,078	728,799	117,721	182,194	0	182,194	192,513	1,372	193,885	11,691	6,539	8,669	2,150

区 域	年 度	4. 病児・病後児保育事業							5. 地域子育て支援拠点事業			6. ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応事業を除く)			7. 子育て短期支援事業(ショートステイ)			8. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)					
		①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見込み			②確保の内容			②-①	①量の見込み			②確保の内容			②-①	
		病児・病後児保育 (病児)	ファミサポート (病児)	合計	病児・病後児保育 (病児)	ファミサポート (病児)	合計		①量の見込み	②確保の内容	②-①	①量の見込み	②確保の内容	②-①		①量の見込み	②確保の内容	②-①	小学1～3年	小学4～6年	合計		
人日(年間延べ利用人數)							箇所			人日(年間延べ利用人數)			人日(年間延べ利用人數)			人(②は登録児童数)							
久万高原町	1 R2	10	0	10	10	0	10	0	2	2	0	21	0	△ 21	1	0	△ 1	37	25	62	90	28	
	2 R3	9	0	9	9	0	9	0	2	2	0	21	0	△ 21	1	0	△ 1	36	25	61	90	29	
	3 R4	9	0	9	9	0	9	0	2	2	0	20	0	△ 20	1	0	△ 1	42	21	63	90	27	
	4 R5	8	0	8	8	0	8	0	2	2	0	19	0	△ 19	1	0	△ 1	43	21	64	90	28	
	5 R6	8	0	8	8	0	8	0	2	2	0	19	0	△ 19	1	0	△ 1	39	22	61	90	29	
松前町	1 R2	662	0	662	1,100	30	1,130	488	1	1	0	669	650	△ 19	0	0	0	324	151	475	440	△ 35	
	2 R3	741	0	741	1,100	30	1,130	389	1	1	0	712	700	△ 12	0	0	0	322	151	473	440	△ 33	
	3 R4	746	0	746	1,100	30	1,130	382	1	1	0	710	650	△ 60	0	0	0	311	153	464	480	16	
	4 R5	739	0	739	1,100	30	1,130	391	1	1	0	709	800	91	0	0	0	310	158	468	480	12	
	5 R6	716	0	716	1,100	30	1,130	414	1	1	0	704	850	146	0	0	0	322	157	479	480	1	
延部町	1 R2	150	10	160	150	10	160	0	2	2	0	122	122	0	10	0	△ 10	203	35	238	270	32	
	2 R3	170	10	180	170	10	180	0	2	2	0	119	119	0	10	0	△ 10	195	34	229	270	41	
	3 R4	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	118	118	0	10	0	△ 10	189	34	223	270	47	
	4 R5	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	116	116	0	10	0	△ 10	187	34	221	270	49	
	5 R6	190	10	200	190	10	200	0	2	2	0	116	118	0	10	0	△ 10	188	34	222	270	48	
内子町	1 R2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	105	24	129	60	△ 69	
	2 R3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	98	25	123	60	△ 63	
	3 R4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	90	24	114	60	△ 54	
	4 R5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	83	24	107	60	△ 47	
	5 R6	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	81	22	103	60	△ 43	
伊方町	1 R2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	74	6	80	90	10	
	2 R3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	65	6	71	90	19	
	3 R4	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	64	6	70	90	20	
	4 R5	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	55	6	61	90	29	
	5 R6	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	50	5	55	90	35	
松野町	1 R2	262	0	262	0	0	0	△ 262	1	1	0	0	0	0	0	0	0	20	10	30	40	10	
	2 R3	254	0	254	0	0	0	△ 254	1	1	0	0	0	0	0	0	0	19	10	28	40	11	
	3 R4	243	0	243	0	0	0	△ 243	1	1	0	0	0	0	0	0	0	19	10	28	40	11	
	4 R5	227	0	227	0	0	0	△ 227	1	1	0	0	0	0	0	0	0	18	9	27	40	13	
	5 R6	208	0	208	0	0	0	△ 208	1	1	0	0	0	0	0	0	0	18	9	27	40	13	
鬼北町	1 R2	318	0	318	0	0	0	△ 318	1	1	0	0	0	0	0	0	0	35	8	41	50	9	
	2 R3	310	0	310	0	0	0	△ 310	1	1	0	0	0	0	0	0	0	39	8	47	50	3	
	3 R4	299	0	299	0	0	0	△ 299	1	1	0	0	0	0	0	0	0	38	7	46	50	4	
	4 R5	296	0	296	0	0	0	△ 296	1	1	0	0	0	0	0	0	0	32	6	38	50	12	
	5 R6	296	0	296	0	0	0	△ 296	1	1	0	0	0	0	0	0	0	29	7	36	50	14	
愛南町	1 R2	623	0	623	1,056	0	1,056	433	3	3	0	0	0	0	0	0	0	129	77	208	110	△ 96	
	2 R3	563	0	563	1,056	0	1,056	493	3	3	0	0	0	0	0	0	0	127	74	201	110	△ 91	
	3 R4	522	0	522	1,056	0	1,056	534	3	3	0	0	0	0	0	0	0	113	79	192	110	△ 82	
	4 R5	492	0	492	1,056	0	1,056	564	3	3	0	0	0	0	0	0	0	100	76	176	110	△ 66	
	5 R6	458	0	458	1,056	0	1,056	598	3	3	0	0	0	0	0	0	0	89	74	183	110	△ 53	
合計	1 R2	18,260	10	18,270	20,127	40	20,167	1,897	90	90	0	17,597	17,557	△ 40	1,010	934	△ 76	12,922	3,428	18,350	18,075	△ 275	
	2 R3	18,085	10	18,095	20,130	40	20,170	2,075	90	90	0	17,121	17,088	△ 33	999	924	△ 75	12,878	3,437	18,315	18,215	△ 100	
	3 R4	17,843	10	17,853	20,112	40	20,152	2,299	91	91	0	16,752	16,672	△ 80	980	907	△ 73	12,914	3,477	18,391	18,386	△ 5	
	4 R5	17,574	10	17,584	21,280	40	21,320	3,736	92	92	0	16,531	16,603	72	971	897	△ 74	12,833	3,504	18,337	18,408	69	
	5 R6	17,349	10	17,359	21,240	40	21,280	3,921	92	92	0	16,295	16,422	127	955	881	△ 74	12,780	3,479	18,259	18,476	219	

第8章

計画の推進

1 計画推進のための各主体の役割

- (1) 県の役割
- (2) 市町に期待する役割
- (3) 家庭に期待する役割
- (4) 企業（事業所）に期待する役割
- (5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

2 計画の推進体制

- (1) 愛媛県子ども・子育て会議
- (2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議
- (3) 市町・関係団体等との連携

第8章 計画の推進

子育ての第一義的な責任が保護者にあることはいうまでもありませんが、子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中にあって、子育てをめぐる保護者の負担感・不安感の増大とともに、そのニーズの多様化がみられることから、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるためには、行政による各種施策はもとより、家庭、職場、地域などの各主体がそれぞれの立場でその責任と役割を果たすとともに、相互に連携・協働していくことが重要です。

第5章において、県が今後取り組んでいく具体的な施策を提示しましたが、本章では、これらの取組みを進めていく上において、県の役割や企業、地域活動団体等に期待する役割と、計画を推進していくための体制を示します。

1 計画推進のための各主体の役割

(1) 県の役割

- 次世代育成に関する県民の当事者意識を広く喚起し、各種取組みへの自発的・積極的な参加を促すため、あらゆる機会を通じて、計画に掲げた施策の周知等に努めます。
- 関係各課で構成した府内組織により、全庁的に取り組んでいくとともに、取組みに当たっては、市町や地域活動団体等と緊密な連携を図ります。
- 計画の進捗状況について、毎年度、点検評価を行うとともに、社会経済情勢の変化や国の制度改正等に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。
- 国に対して、子どもを生み育てることについての経済的支援や子育て支援サービスの充実などについて、必要な働きかけを行います。

(2) 市町に期待する役割

- 次世代育成支援対策を推進するためには、住民にとって一番身近な自治体である市町の果たす役割が極めて重要です。このため、地域の実情やニーズに即した実効性ある施策をきめ細かく展開していただくようお願いします。
- 県計画について、住民等へ積極的に周知していただくとともに、その着実な推進に理解と協力をお願いします。

(3) 家庭に期待する役割

- 家庭は、子育ての第一義的責任を負っています。子どもが、日常生活の中で基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけるとともに、個性や能力を伸ばしていくような関わりやふれあいをお願いします。
- 家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、家事や育児などについて共に責任を分担し、支え合っていくことが重要です。特に、父親が家事・育児に積極的に関わっていただくことを望みます。
- 子育てと仕事の両立を実現していくために、自らの働き方を見直すとともに、育児休業などの各種支援制度を積極的に取得・利用していただくようお願いしま

す。こうした一人ひとりの行動が、企業風土や社会の流れを変えていく第一歩となります。

- 子育てに関する不安や悩み、更には具体的な支援要望などがありましたら、遠慮なく行政機関や地域活動団体等へ相談していただくようお願いします。

(4) 企業（事業所）に期待する役割

- 子育てと仕事の両立を図る上で、企業の果たす役割は極めて重要です。子育て家庭で男女が協力して家事や育児に参加できるよう、労働時間の短縮、育児休業、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いします。
- 地域における子育て支援活動への労働者の参加を支援するなど、子どもや子育てに関する社会貢献活動を積極的に展開していただくとともに、官民連携事業への理解と協力をいただきますようお願いします。
- 次世代法に基づく「一般事業主行動計画」（常時101人以上の労働者を雇用する事業主は義務付け、100人以下は努力義務）を策定し、その着実な推進を図っていただくようお願いします。

(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割

- 子どもは社会の宝であるという考え方方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していただくようお願いします。
- それぞれの地域において、子育て家庭や学校・関係団体などが連携し、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等を通じて、子どもや大人が交流し合う心豊かなコミュニティづくりを進めていただくようお願いします。
- 子どもの健全育成や交通事故防止の取組み、さらには子どもを犯罪から守るために取組み等を、地域全体で積極的に進めていただくようお願いします。

2 計画の推進体制

(1) 愛媛県子ども・子育て会議

愛媛県子ども・子育て会議条例に基づき、保護者や子育て支援者、事業主・労働者の代表者、学識経験者で構成する「愛媛県子ども・子育て会議」を設置しています。

当会議において、計画の総合的な進捗状況の管理を行うとともに、必要に応じ計画の見直し等について審議を行います。

(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、関係各課の課長等で構成する「愛媛県少子化対策推進連絡会議」を設置しています。

当連絡会議は、計画の推進に向けて、庁内における各種事業の調整や協議等を行い、全庁的な推進体制の要となるものです。

(3) 市町・関係団体等との連携

本計画の実効性を高めるためには、各市町の行う事業の実施を積極的に支援するほか、NPOやボランティア団体等との協働が不可欠であることから、計画に掲げる各種取組みを進めていくに当たっては、市町や関係団体等との連携を緊密にし、情報交換等に積極的に努めるとともに、必要に応じ支援等を行っていきます。

また、官民共同による本県オリジナルの子育て支援策を展開するために創設された「子どもの愛顔応援ファンド」の活用に当たっては、市町や関係団体等で構成する「愛媛県子どもの愛顔応援県民会議」での協議も踏まえ、子育て世帯や子どもへの支援、地域における子どもの支援活動の拡充に取り組んでいきます。